

島根県次世代育成支援行動計画
島根県子ども・子育て支援事業支援計画
島根県ひとり親家庭等自立支援計画

しまねっ子 すくすくプラン

〈令和2(2020)年度～令和6(2024)年度〉

〔案〕

令和2年 月
島 根 県

目 次

第1章 計画策定にあたって

| | |
|--------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨（背景及び目的） | 1 |
| 2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等） | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |

第2章 島根県の子ども・子育てを取り巻く現状

| | |
|----------------|----|
| 1 少子化の進行 | 3 |
| 2 少子化の要因 | 4 |
| 3 就学前児童の状況 | 9 |
| 4 放課後児童クラブの状況 | 9 |
| 5 代替養育を必要とする児童 | 10 |
| 6 ひとり親家庭等の状況 | 10 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | |
|----------|----|
| 1 目指す社会像 | 12 |
| 2 基本理念 | 13 |

第4章 施策の展開

| | |
|--------------------------|----|
| 1 施策体系図 | 17 |
| 2 施策体系図（しまね子育てトータル支援プラン） | 18 |
| 3 施策の展開に当たっての視点 | 20 |
| 4 計画の柱立て | 21 |
| 5 施策の具体的な内容 | 25 |

基本理念Ⅰ 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

| | |
|------------------------------|----|
| 施策① 県民気運の醸成 | 25 |
| 施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大 | 26 |

基本理念Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策2 たくましい子どもの育ち

| | |
|------------------|----|
| 施策① 幼児期の教育・保育の充実 | 27 |
| 施策② 子どもの生きる力の育成 | 28 |
| 施策③ 家庭や地域の教育力の向上 | 30 |
| 施策④ 青少年の健全育成の推進 | 31 |

基本施策3 次代の親の育成

| | |
|-----------------------|----|
| 施策① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進 | 33 |
| 施策② 若い世代の就業促進 | 34 |

基本理念Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策4 子育てに関する多様な支援の充実

| | |
|-----------------------|----|
| 施策① 切れ目ない相談・支援体制づくり | 35 |
| 施策② 親子の交流や相談の場の充実 | 36 |
| 施策③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実 | 37 |
| 施策④ 総合的な放課後児童対策の推進 | 38 |
| 施策⑤ 経済的負担への対応 | 39 |

基本施策5 子どもを守り育てる仕組みづくり

| | |
|--------------------|----|
| 施策① 人権が尊重される社会の実現 | 40 |
| 施策② 子どもと家庭の相談体制の強化 | 41 |
| 施策③ 児童虐待防止対策の充実強化 | 43 |
| 施策④ 社会的養育の充実・強化 | 44 |

基本施策6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

| | |
|---------------------|----|
| 施策① 障がい児への支援の推進 | 46 |
| 施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進 | 47 |

基本理念IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

基本施策7 結婚支援の充実

| | |
|-------------------------|----|
| 施策① 結婚に対する気運の醸成 | 49 |
| 施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化 | 50 |

基本施策8 子どもと親の健康の確保

| | |
|----------------|----|
| 施策① 妊娠・出産等への支援 | 51 |
| 施策② 母子保健等の充実 | 52 |
| 施策③ 小児医療の充実 | 53 |
| 施策④ 食育の推進 | 54 |

基本施策9 仕事と生活の調和

| | |
|-----------------------|----|
| 施策① 仕事と子育ての両立支援 | 55 |
| 施策② 子育てしながら働きやすい環境づくり | 56 |

基本施策10 安心して子育てできるまちづくり

| | |
|-----------------|----|
| 施策① 快適な生活環境の確保 | 57 |
| 施策② 安全・安心なまちづくり | 58 |

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

| | |
|---|----|
| 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域 | 61 |
| 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 62 |
| 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 | 73 |
| 4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等 | 77 |
| 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | 79 |
| 6 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援 | 79 |
| 7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援 | 83 |

第6章 計画の推進

| | |
|----------------|----|
| 1 県民が一体となった推進 | 84 |
| 2 全庁的な推進 | 84 |
| 3 国・市町村との連携 | 84 |
| 4 計画の点検・評価・見直し | 84 |

資料編

| | |
|------------------------|-----|
| 1 目的を達成するための主要事業 | 85 |
| 2 島根県子ども・子育て支援推進会議条例 | 110 |
| 3 島根県子ども・子育て支援推進会議委員名簿 | 110 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）

全国的に少子化が進む中、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、子育て支援や働き方の改革など、次世代育成に向けた取組が強化されてきました。

島根県においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に島根県次世代育成支援行動計画の前期計画を、平成22年に後期計画を策定し、10年間の計画的・集中的な次世代育成支援（少子化）対策の取組を進めてきました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境の整備が一定程度進み、合計特殊出生率は増加に転じたものの、依然として人口均衡に必要な2.07（人口置換水準）を下回っており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度等における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

こうした中、国においては、社会保障制度改革の一環として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供による子どもの健やかな成長の実現や地域子ども・子育て支援の充実等、社会全体で子育てを支援する取組を推進するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

さらに、日本全体での人口減少問題が顕著化し、地域における急速な少子高齢化に伴う人口減少と東京圏への人口集中を是正するため「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

このような社会情勢の中、島根県においても、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の量的拡充・質の向上等に取り組むとともに、出生率が向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てができる社会の実現を図る必要があります。

併せて、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、社会的養育体制の充実をはじめとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援を推進するための指針として、「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」（しまねっ子すくすくプラン）を策定します。

なお、子ども・子育て支援法では、「教育・保育の質の向上策」や「保育士の人材確保策」等について具体的に定め、計画的に推進していくことが求められています。このため、本計画では、これらの内容について、第4章でその方向性を示したうえで、第5章において具体的な取組内容を記載することとしました。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものであるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものでもあり、併せて、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、「島根創生計画」をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養育推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい児福祉計画」、「しまね教育ビジョン21」等、他の県計画との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

3 計画の期間

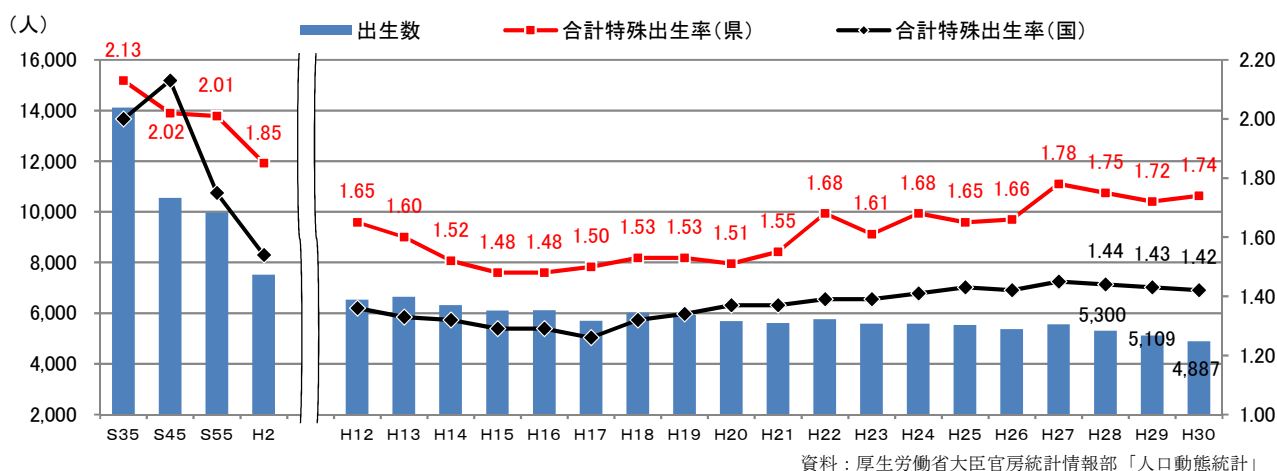
計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

第2章 島根県の子ども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行

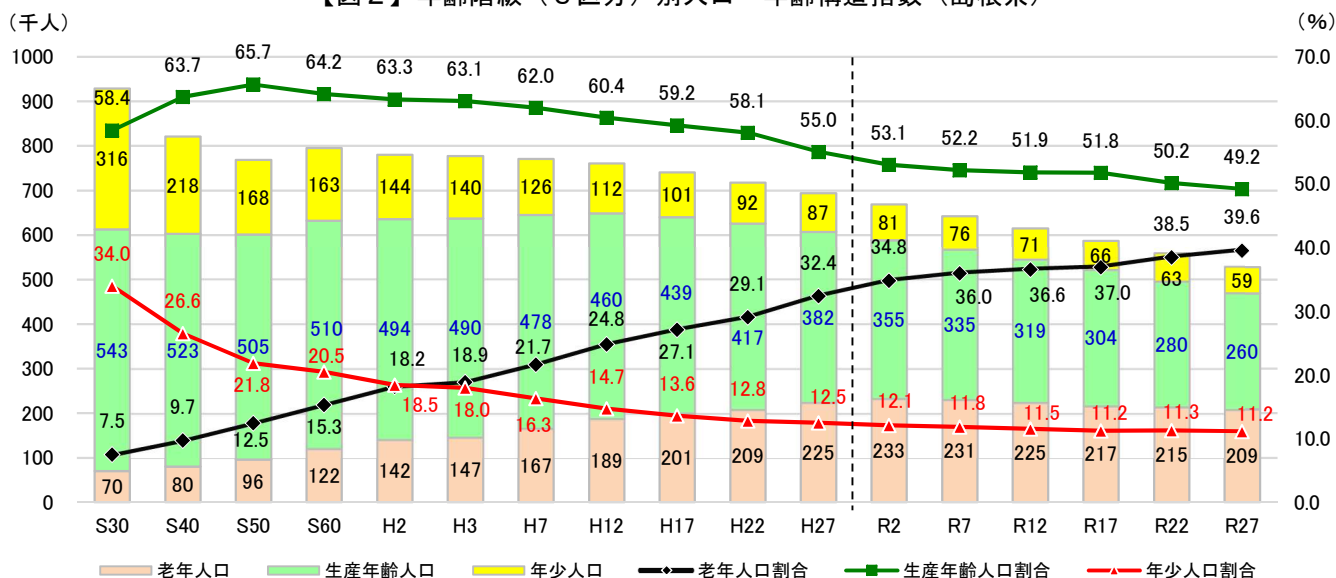
- 島根県の出生数は、戦後のベビーブームをピークに減少に転じ、近年は、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率も、出生数と同様に減少傾向にありましたが、平成17年以降は、増加傾向に転じています。平成30年の合計特殊出生率は1.74で、全国平均1.42より高い状況（全国2位）にあります。

【図1】出生数と婚姻数、合計特殊出生率の推移（全国・島根県）



- 平成3年に年少人口（15歳未満）と老年人口が逆転し、平成4年以降、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、県の人口減少の大きな要因となっています。
- このまま少子化が進むと、令和12年（2030年）には総人口が現在より約7.9万人少ない61.5万人となるとともに、年少人口と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口が増加し、老年人口は年少人口の約3.2倍になると予想されています。

【図2】年齢階級（3区分）別人口・年齢構造指数（島根県）



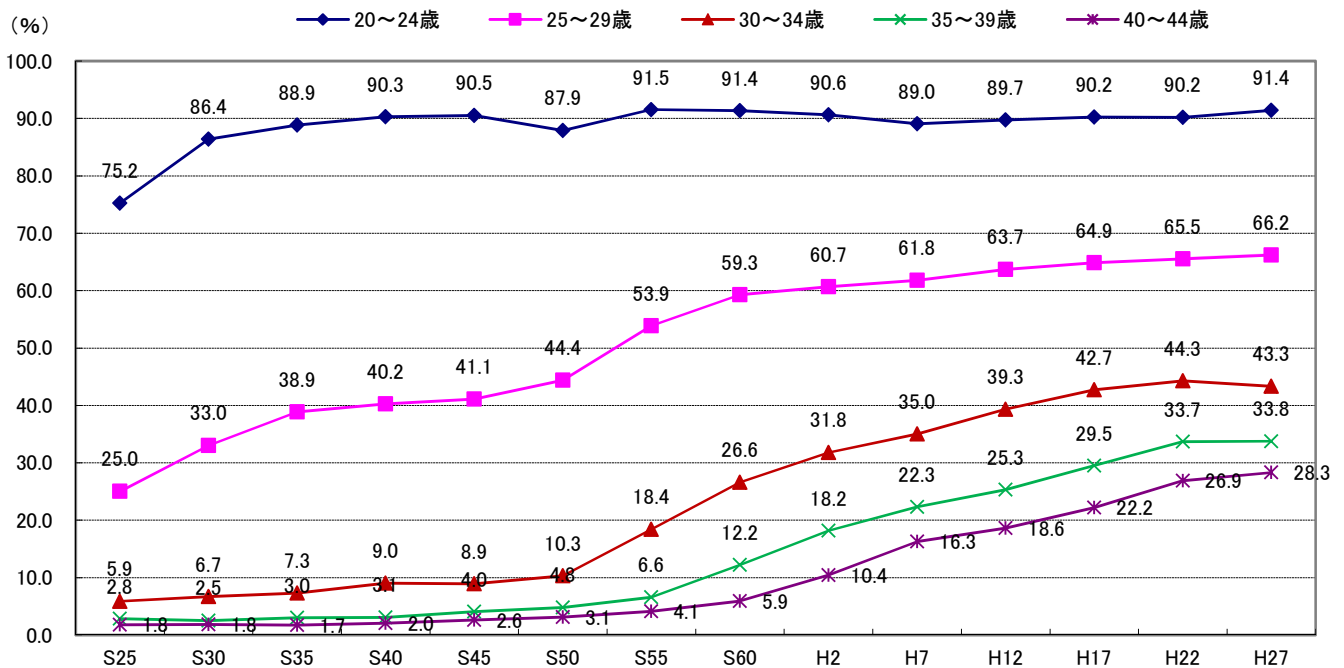
2 少子化の要因

少子化の要因として、「未婚・晩婚化の進行」や「夫婦の出生児数の減少」、「子どもを産む若い世代の人口の減少」等があげられます。

(1) 未婚化・晩婚化の進行

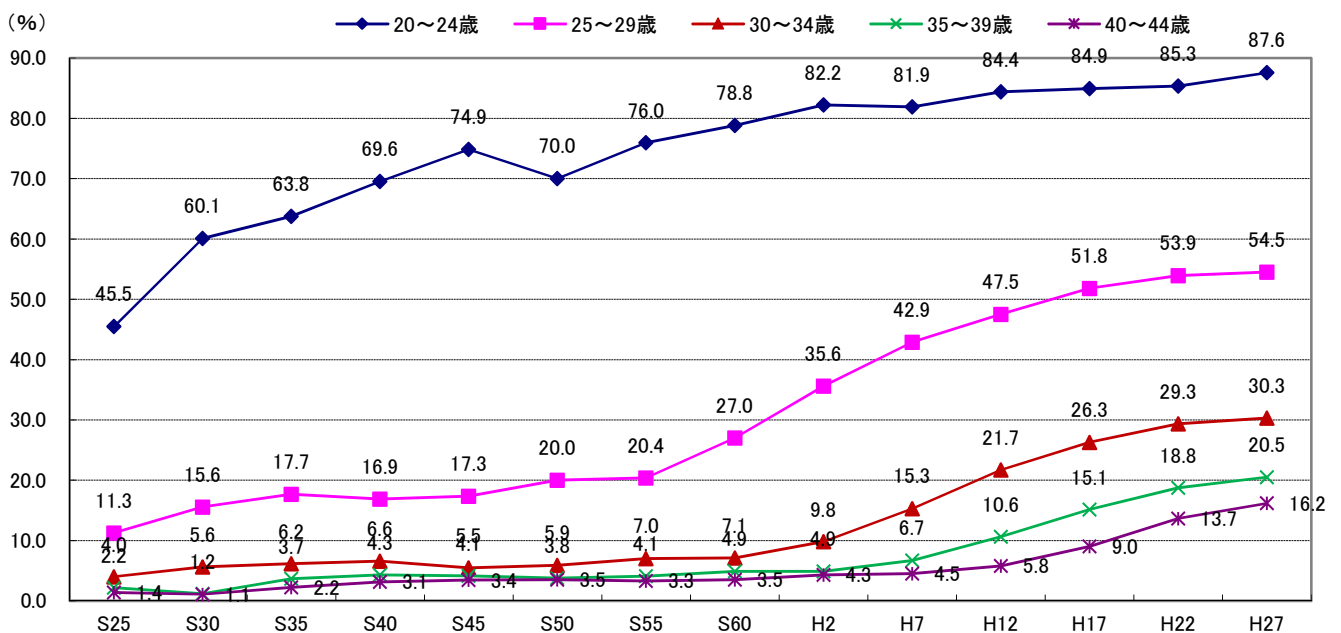
○ 島根県においても、未婚率は、男女ともほぼ全ての年代で上昇しています。

【図3】男性年齢階級別未婚率（島根県）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

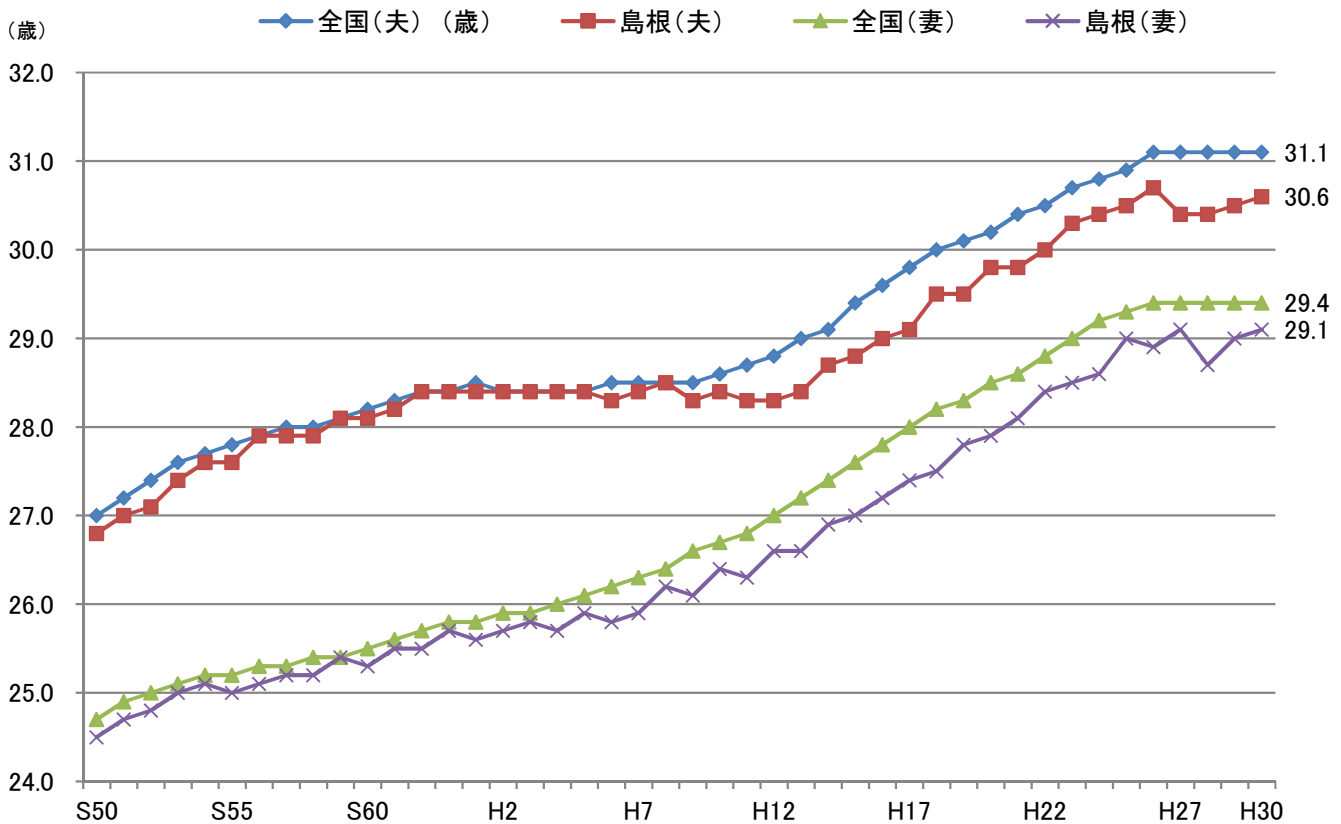
【図4】女性年齢階級別未婚率（島根県）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

- 平均初婚年齢は年々上昇し、晩婚化が進んでいます。近年は全国的には横ばい傾向となっていますが、島根県は依然として晩婚化が進んでいます。

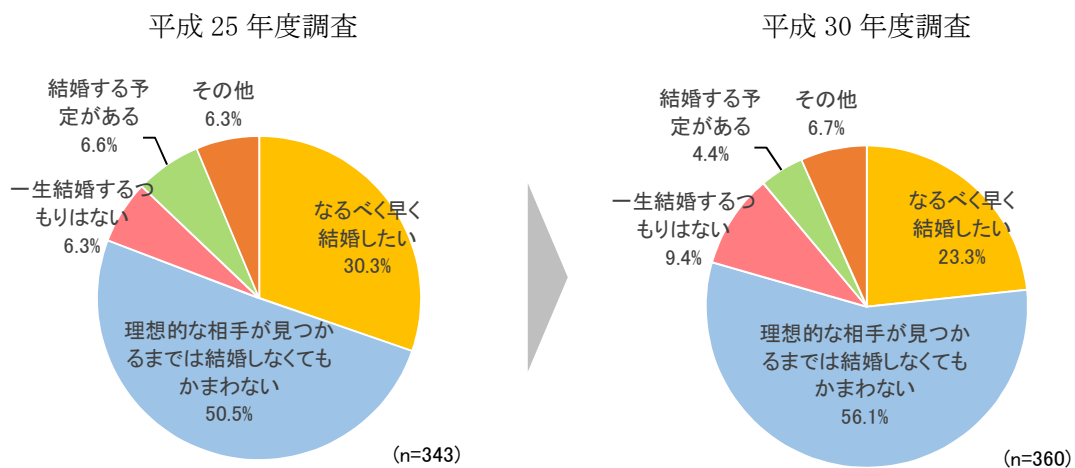
【図5】平均初婚年齢の推移（全国・島根県）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

- 島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）では、未婚者の結婚に対する考え方については、「なるべく早く結婚したい」が大幅に減少する一方、「一生結婚するつもりはない」は増加しています。

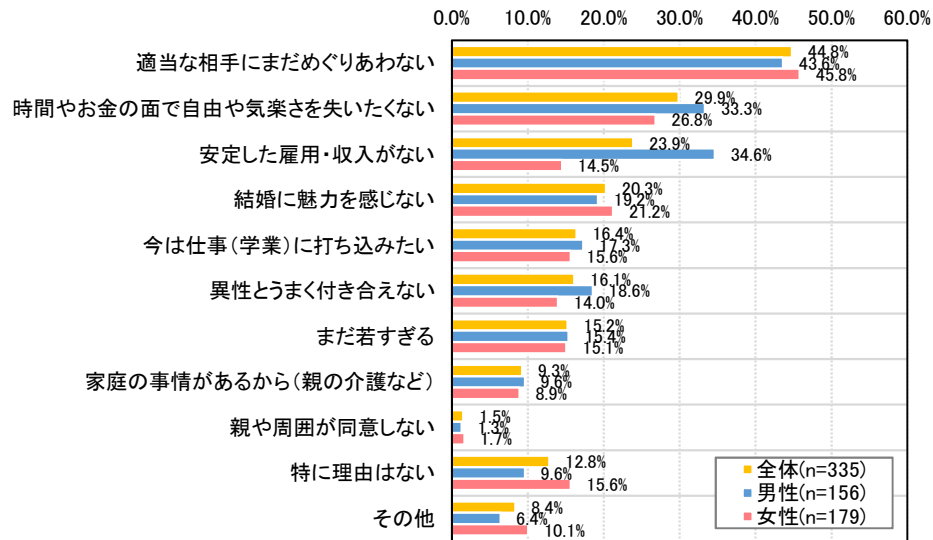
【図6】未婚者の結婚に対する考え（島根県）



資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成 31 年 3 月）

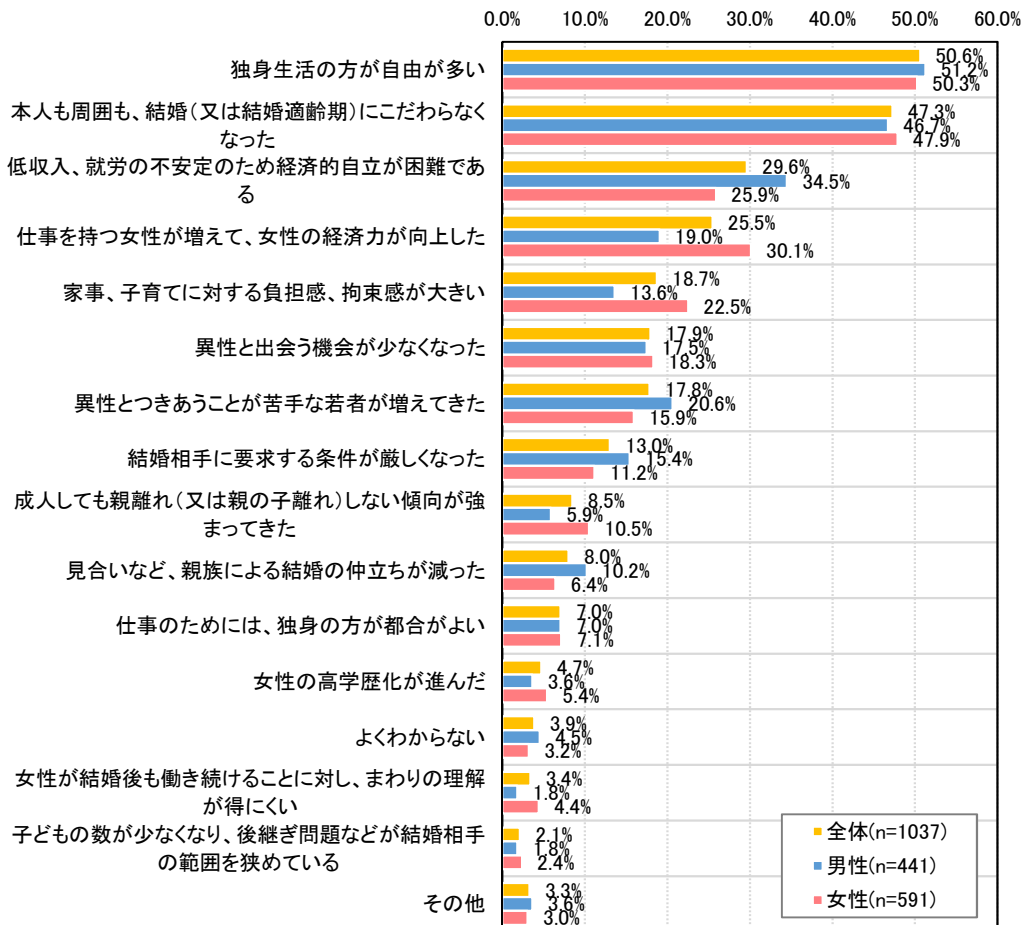
- 結婚しない理由としては、「適当な相手にまだめぐりあわない」こと、特に男性では「安定した雇用・収入がない」、女性では、「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない」が理由の上位となっています。また、「結婚に魅力を感じない」との回答は、前回調査（H25）より大幅に増加しています。

【図7】結婚に対する意識 独身でいる理由〈複数回答〉（島根県）



資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成 31 年 3 月）

【図8】結婚しない人が増えている理由（島根県）



資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成 31 年 3 月）

(2) 夫婦の出生児数の減少

- 「理想的な子どもの数」「実際に予定している子どもの数」ともに、平成15年度調査より減少しています。特に「実際に予定している子どもの数」の減少傾向が進んでいます。

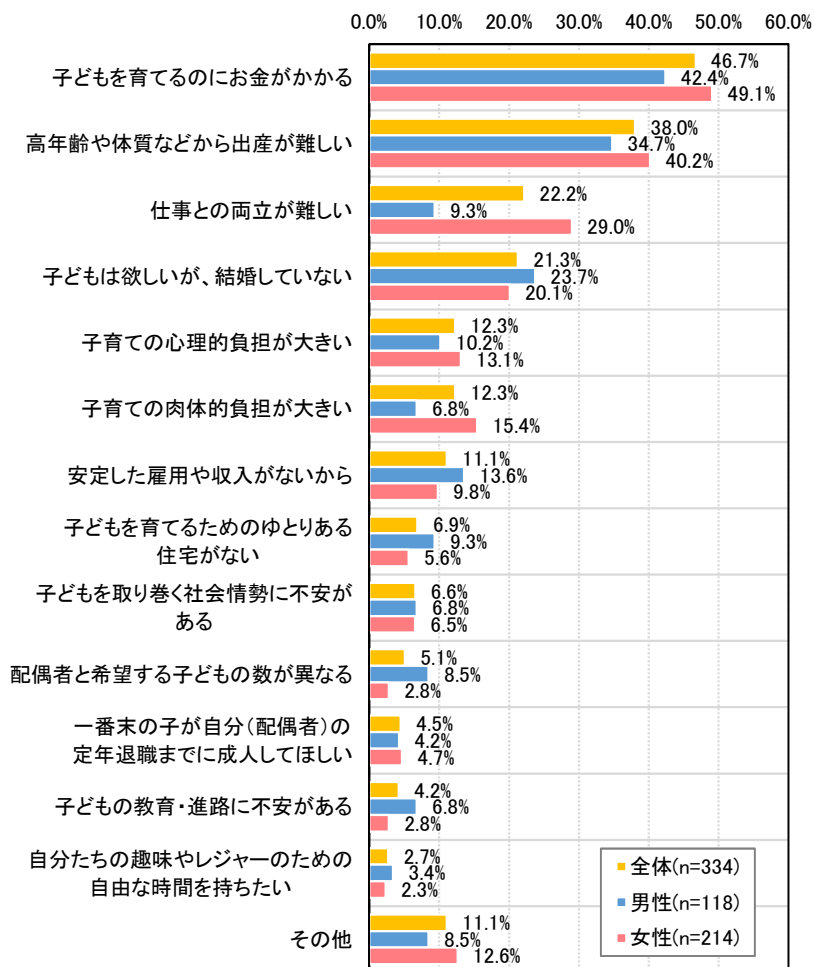
【表1】「理想的な子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」の関係（島根県）

| 調査年度 | 理想的な子どもの数（平均） | | | | 実際に予定している子どもの数（平均） | | | |
|------|---------------|--------|--------|--------|--------------------|--------|--------|--------|
| | 全体 | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 全体 | 18～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 |
| H30 | 2.5 | 2.3 | 2.5 | 2.5 | 1.8 | 1.5 | 2.0 | 1.8 |
| H25 | 2.6 | 2.5 | 2.6 | 2.6 | 2.0 | 1.8 | 2.1 | 1.9 |
| H22 | 2.7 | 2.5 | 2.7 | 2.8 | 2.0 | 1.6 | 2.0 | 2.1 |
| H15 | 2.7 | 2.4 | 2.6 | 2.8 | 2.2 | 2.0 | 2.0 | 2.3 |

資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成31年3月）

- 「理想の子どもの数」より「実際に予定している子どもの数」が少ない理由として、「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も高くなっています。特に、「仕事との両立が難しい」との理由は、前回調査（H25）の約2倍に増加しています。

【図9】実際に予定している子どもの数が理想より少ない理由〈複数回答〉（島根県）

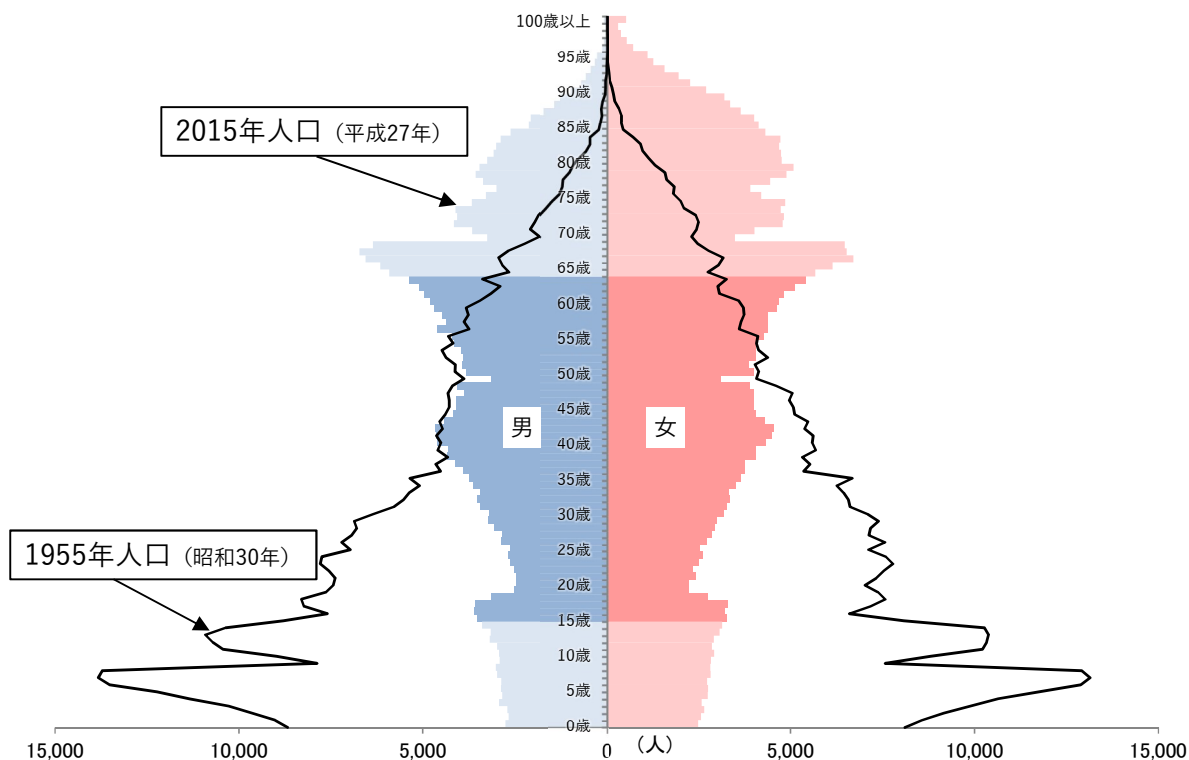


資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成31年3月）

(3) 子どもを産む若い世代の減少

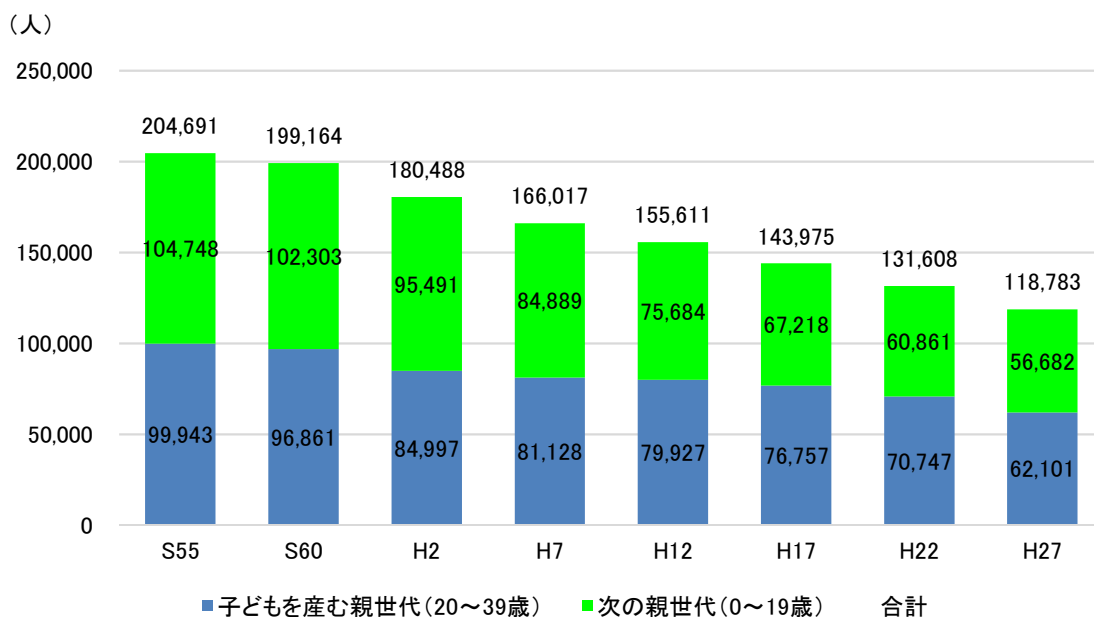
- 島根県では就学・就職による若者の県外への転出者が県外からの転入者を超過する状況が長く続いており、子どもを産む親世代の人口が減少しています。

【図 10】年齢構成（島根県）



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図 11】子どもを産む親世代（女性）の推移（島根県）

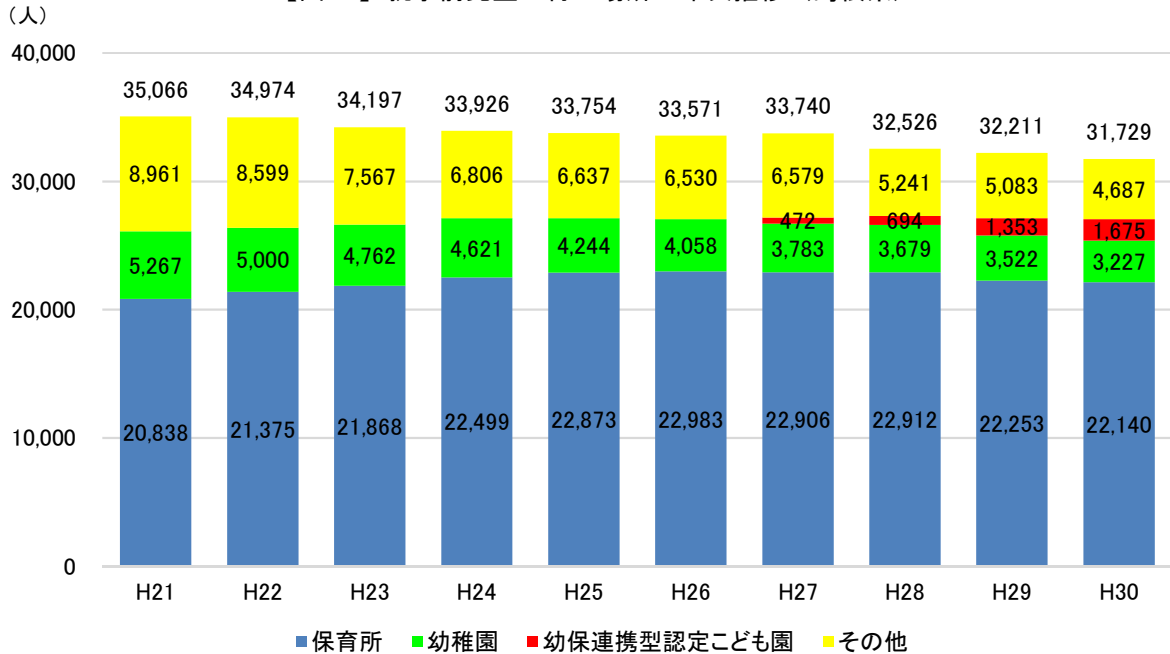


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

3 就学前児童の状況

- 島根県では就学前児童は減少していますが、保育所、認定こども園等の入所児童数の割合は増加しています。一方で、幼稚園の入所児童数や在宅等で保育を受ける児童は減少しています。

【図 12】 就学前児童が育つ場所の年次推移（島根県）

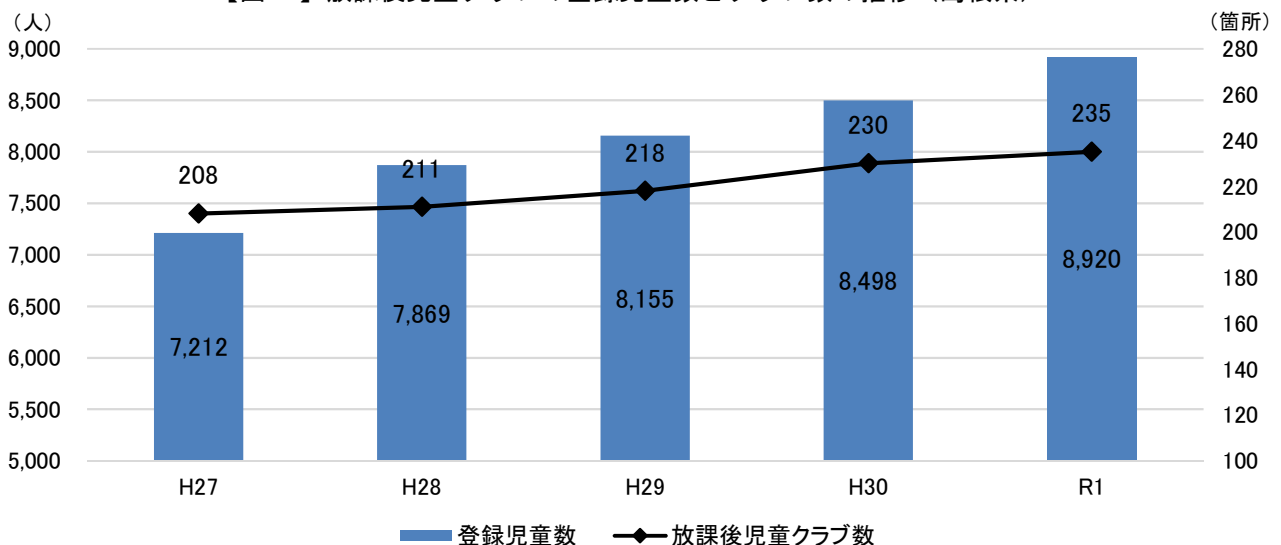


資料：就学前児童数（10月1日現在（6歳未満））：総務省統計局「人口推計年報」
 保育所入所児童数（10月1日現在）：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」
 幼稚園園児数（5月1日現在）：文部科学省「学校基本調査」
 認定こども園園児数：

4 放課後児童クラブの状況

- 島根県では、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間で、放課後児童クラブの登録児童数は約 24%（1,708 人）、放課後児童クラブ数は約 13%（27 か所）増加しています。

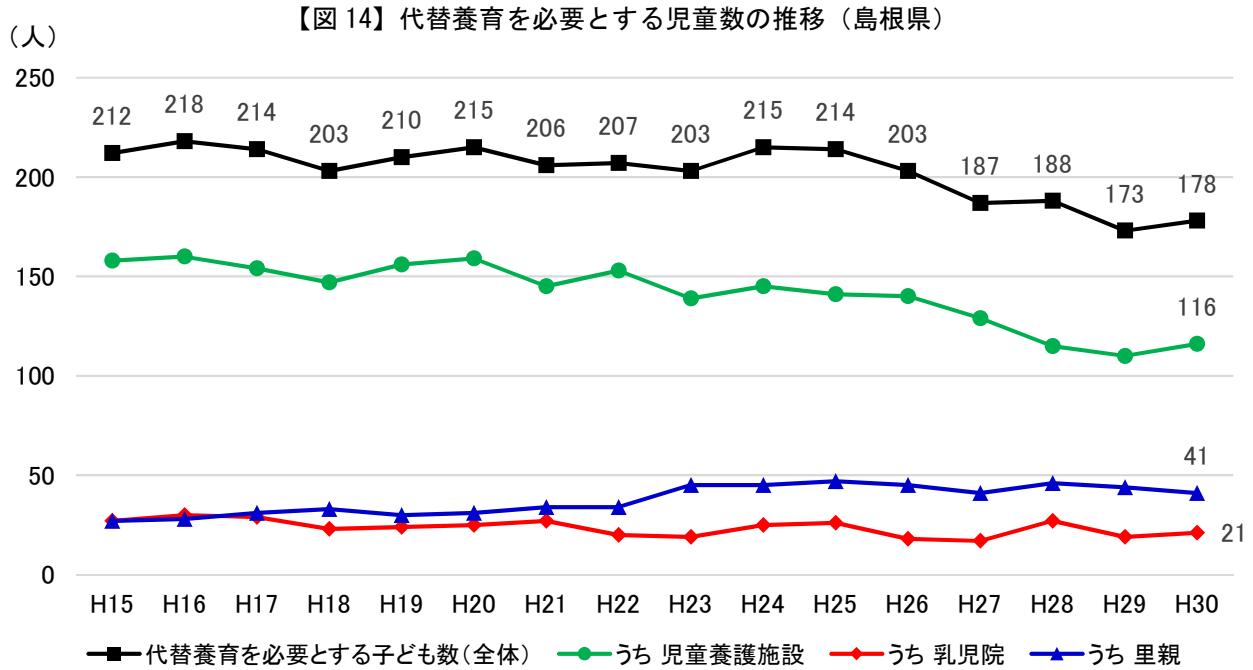
【図 13】 放課後児童クラブの登録児童数とクラブ数の推移（島根県）



資料：厚生労働省子ども家庭局「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

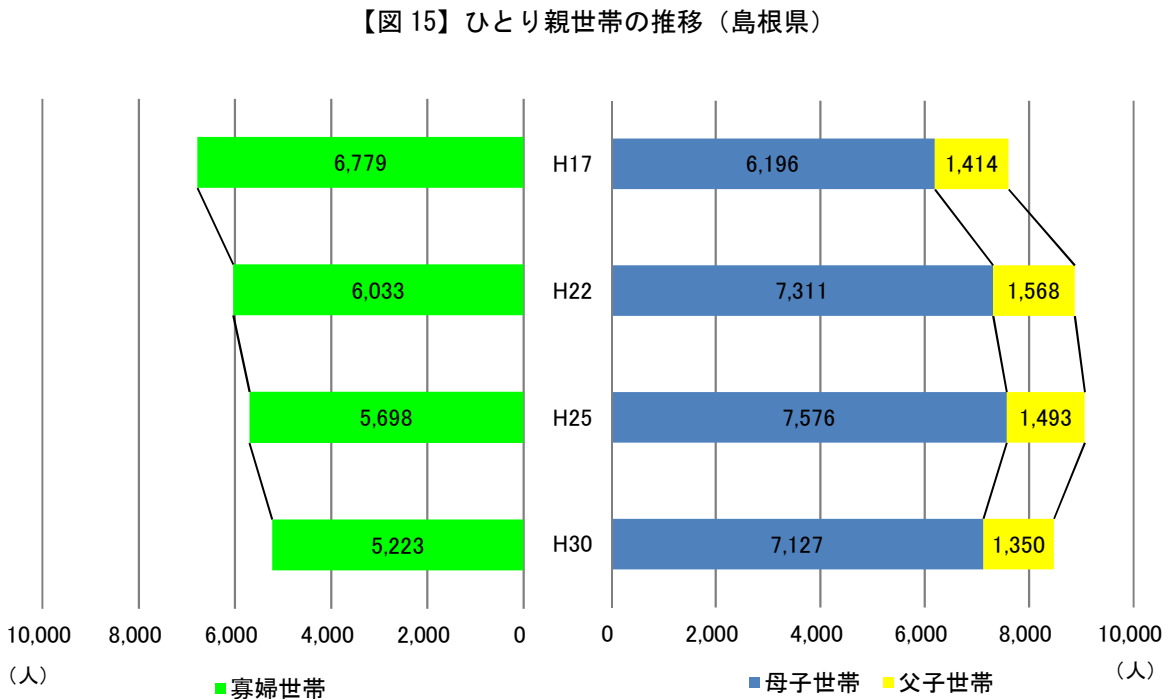
5 代替養育を必要とする児童

- 島根県内の代替養育を必要とする児童は、平成 25 年度まで横ばいで推移していましたが、近年は減少傾向にあります。



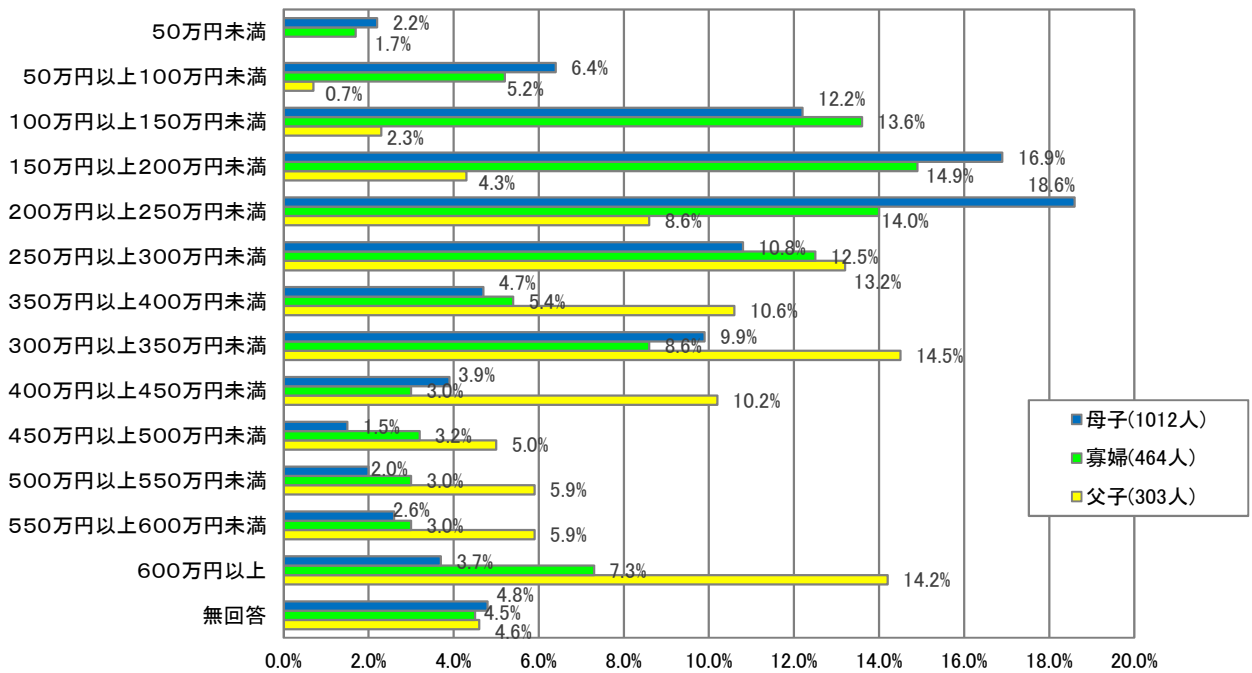
6 ひとり親家庭等の状況

- 島根県内の母子世帯、父子世帯は平成 25 年まで増加傾向でしたが、平成 30 年は減少しています。



- 「島根県ひとり親家庭等実態調査（H30）」によれば、ひとり親世帯の年間総収入額は、父子世帯に比べ母子世帯が低くなっています。

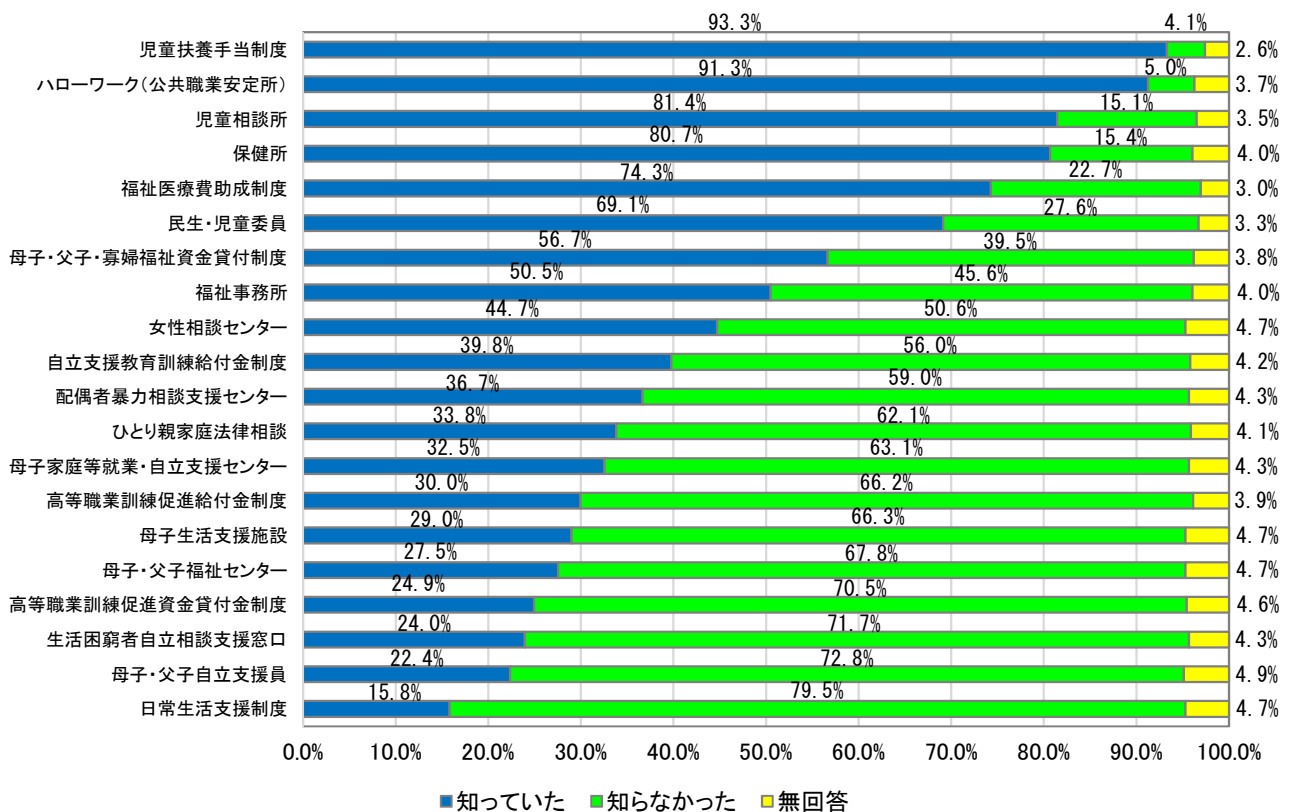
【図 16】ひとり親世帯の年間総収入（島根県）



資料：「島根県ひとり親家庭等実態調査」（平成 31 年 3 月）

- 困ったことの解決につながる支援制度等を知られない母子世帯、父子世帯が多くあります。

【図 17】母子世帯・父子世帯の公的制度や相談機関の認知割合（島根県）



資料：「島根県ひとり親家庭等実態調査」（平成 31 年 3 月）

「子どもの最善の利益」が実現される社会 「子育てするなら島根」と感じられる社会

島根には、豊かな自然や優れた伝統・文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれており、家庭を持って子どもを育てていく上で、大きな魅力となるものです。さらに、多世代同居や近居の割合が比較的高いなど、子育てしやすい環境が整っていることも魅力の一つとなっています。

島根で育った子どもたちは、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた文化や伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担う地域の宝です。

しかしながら、急速な少子化の進行により、このような地域の宝が失われつつあります。この宝を守り育むことは、今を生きる私たち県民全ての課題であり、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中、核家族化の進展、地域におけるつながりの希薄化、仕事と子育ての両立の難しさなどを背景として、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。子どもたちに目を向けると、物質的には恵まれた環境の中にあるものの、子ども同士や地域の人々との触れ合い、豊かな自然や文化と親しむ機会が減少し、次代を担う世代の健やかな育ちが危惧されています。

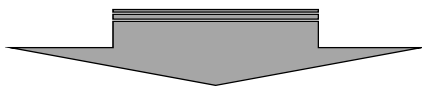
このため、「島根の未来を担う全ての子どもが豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて心身ともに健やかでたくましく育つ社会」、「将来の夢や希望を持ち、その実現に向けて挑戦し、社会に貢献する子どもたちを育む社会」、「結婚し、子どもを産み育てたいと願う全ての人の希望がかなえられる社会」、「保護者が自分らしい生き方をしつつ、子どもと向き合い、安心と誇りを持って子どもを産み育てることができる社会」、「家庭・地域・企業・行政など社会の全ての構成員が生命の大切さや家庭の役割、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会」、すなわち、島根で育つ子どもたちの最善の利益が実現されるとともに、県民だれもが子育てするなら島根と感じられる社会の実現に向けて、社会のあらゆる力を結集して取組を進めます。

2 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

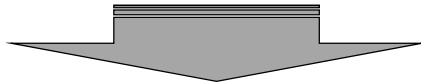
- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有していることを前提としつつ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要があります。
- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 地域において、子どもの社会性を育み、子どもの社会参画を進めるため、保護者への啓発（大人としての役割や子どもへの関わり方）の取組を通じ、子どもの育ちを地域で支える取組を推進していく必要があります。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する必要があります。



このため、企業、NPOその他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子どもの育ちを支援する島根らしさを活かした地域づくりを進めます。

基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

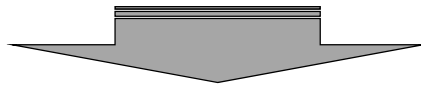
- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 青少年の職業観や勤労観を育み、その適性と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営むことで、社会を支える人として成長できる取組を行う必要があります。



このため、次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取組を進めます。

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

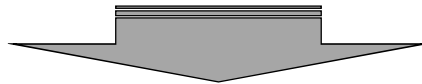
- 全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、地域の状況に応じた教育・保育施設等の確保・充実を図る必要があります。
- 核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化、子育てに係る費用の増大などによる子育てへの不安を解消するために、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 児童虐待から子どもを守るために、関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります。
- 家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、できる限り家庭的な養育環境で生活できることを目指し、里親制度の活用や施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。
- 障がいがある等、特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援を総合的に推進していく必要があります。



このため、児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。
また、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等に関わらず、全ての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。

基本理念 Ⅳ 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

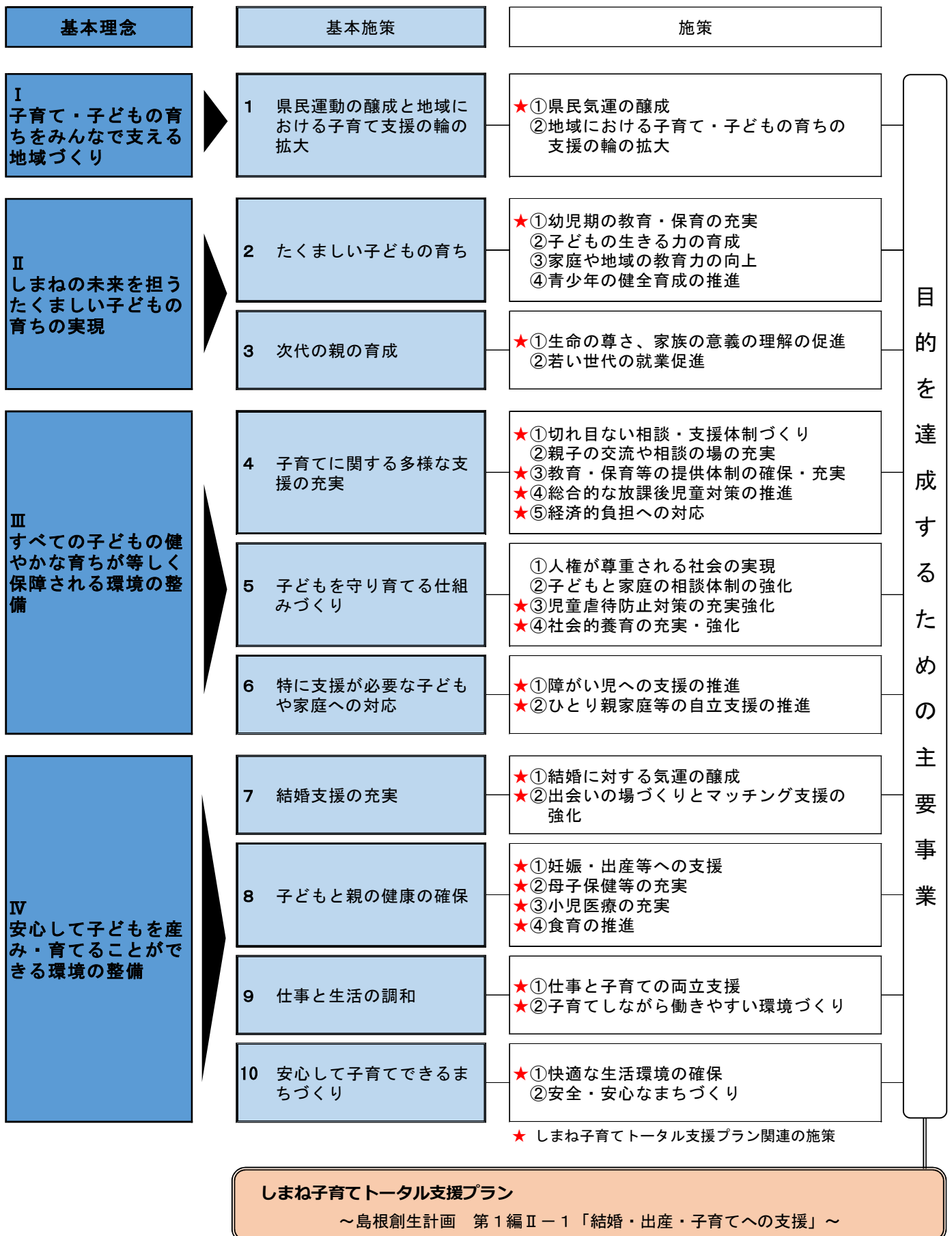
- 結婚し、子どもを産み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚支援の取組を充実させる必要があります。
- 子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを産み育てたいと望む夫婦の希望をかなえ、安心して出産・子育てできる環境づくりを進めるため、母子保健や小児医療を充実させる必要があります。
- 仕事と子育ての両立が困難な職場環境や固定的性別役割分担意識の存在が少子化の大きな要因となっていることから、仕事と子育てが両立できる環境を整備する必要があります。
- 安心して子育てできるよう、公共施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備などの環境づくりを進める必要があります。



このため、子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを産み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備を図ります。

第4章 施策の展開

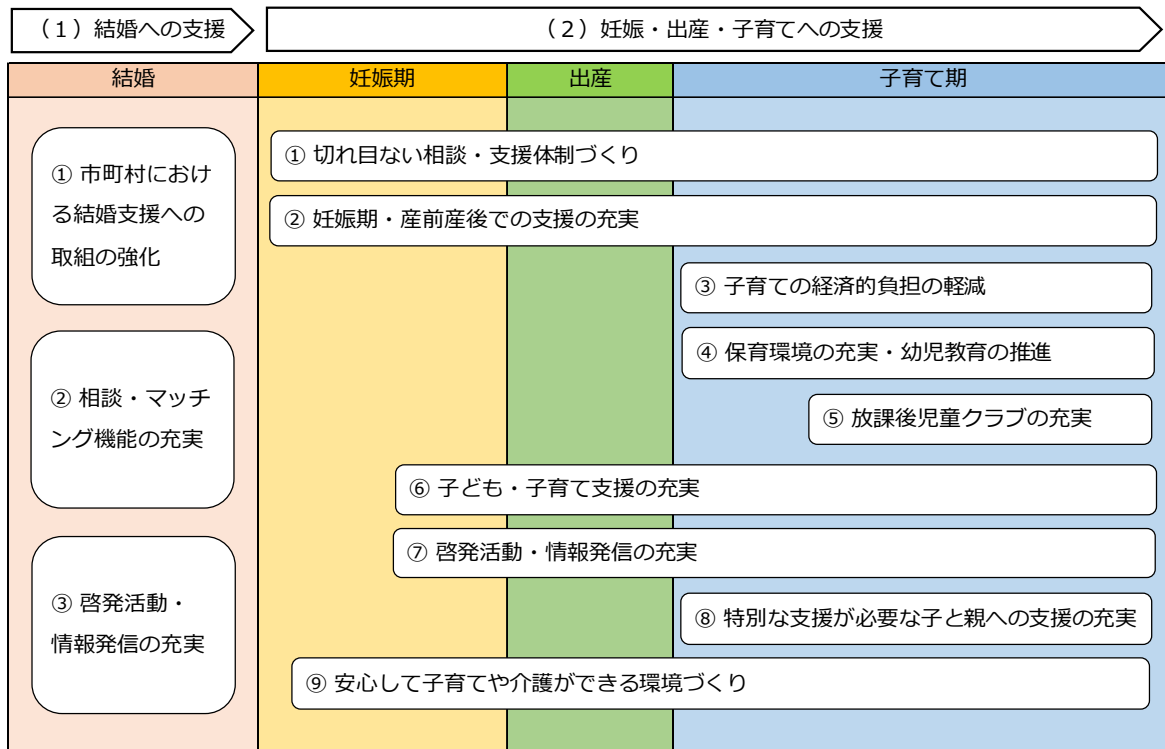
1 施策体系図



2 施策体系図（しまね子育てトータル支援プラン）

～島根創生計画 第1編Ⅱ－1「結婚・出産・子育てへの支援」～

1. 施策展開



2. 具体的な取組内容

| 取組内容 | しまねっ子すくすくプラン施策番号・施策名 | |
|-------------------------------|----------------------|----------------------------------|
| (1) 結婚への支援 | | |
| ①市町村における結婚支援への取組の強化 | | |
| 市町村相談・支援体制の充実 | Ⅳ－7－② | 出会いの場づくりとマッチング支援の強化 |
| 工夫を凝らした出会いの場づくり | | |
| ②相談・マッチング機能の充実 | | |
| 縁結びボランティア「はぴこ」の結婚相談活動の強化 | Ⅳ－7－② | 出会いの場づくりとマッチング支援の強化 |
| しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」の利用拡大 | | |
| 出会いの場の確保 | | |
| 県外在住者への働きかけの充実 | | |
| しまね縁結びサポート企業の拡大 | | |
| ③啓発活動・情報発信の充実 | | |
| 子どもや学生向け結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解促進 | Ⅱ－3－① | 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進 結婚に対する気運の醸成 |
| 情報発信の充実 | Ⅳ－7－① | |
| (2) 妊娠・出産・子育てへの支援 | | |
| ①切れ目ない相談・支援体制づくり | | |
| 市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援 | Ⅲ－4－① | 切れ目ない相談・支援体制づくり |
| 妊娠・出産・子育てを支援する専門人材の確保 | | |

| 事業内容 | しまねっすくすくプラン施策番号・施策名 | |
|------------------------------|---------------------|----------------------------------|
| (2) 妊娠・出産・子育てへの支援 | | |
| ② 妊娠期・産前産後での支援の充実 | | |
| 産前・産後のサポート体制の充実 | IV-8-② | 母子保健等の充実 |
| 周産期・小児の医療提供体制の充実 | IV-8-②,③ | 母子保健等の充実、小児医療の充実 |
| 不妊に悩む夫婦への支援 | IV-8-① | 妊娠・出産等への支援 |
| ③ 子育ての経済的負担の軽減 | | |
| 子どもの医療費負担の軽減 | III-4-⑤ | 経済的負担への対応 |
| 保育に係る負担の軽減 | | |
| ④ 保育環境の充実・幼児教育の推進 | | |
| 保育環境の充実 | III-4-③ | 教育・保育等の提供体制の確保・充実 |
| 待機児童の解消 | | |
| 病児・病後児保育の促進 | | |
| 小規模保育所への運営支援 | | |
| 保育士等の確保・定着支援 | II-2-① | 幼児期の教育・保育の充実 |
| 保育士等の労働環境の改善 | | |
| 幼児教育の推進 | | |
| ⑤ 放課後児童クラブの充実 | | |
| 放課後児童クラブの利用時間の延長 | III-4-④ | 総合的な放課後児童対策の推進 |
| 放課後児童クラブの待機児童の解消 | | |
| 放課後児童支援員等の確保 | | |
| ⑥ 子ども・子育て支援の充実 | | |
| 県全体での子育て応援の促進 | I-1-① | 県民気運の醸成 |
| 地域での子ども・子育て支援体制の充実 | IV-10-① | 快適な生活環境の確保 |
| 多世代同居・近居の促進 | | |
| ⑦ 啓発活動・情報発信の充実 | | |
| 妊娠・出産・子育てに関する適切な情報提供 | IV-8-① | 妊娠・出産等への支援 |
| 食育を通じた啓発 | IV-8-④ | 食育の推進 |
| 子どもや学生向け妊娠・出産・子育てに関する理解促進 | II-3-① | 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進 |
| ⑧ 特別な支援が必要な子と親への支援の充実 | | |
| 医療的なケアが必要な子どもへの支援 | III-6-① | 障がい児への支援の推進 |
| 障がいのある子どもと親への支援 | | |
| 児童虐待への対応 | III-5-③,④ | 児童虐待防止対策の充実強化 社会的養育の充実・強化 |
| 貧困などの課題を抱える子どもと親への支援 | III-6-② | ひとり親家庭等の自立支援の推進 |
| ⑨ 安心して子育てや介護ができる環境づくり | | |
| 企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進 | IV-9-①,② | 仕事と子育ての両立支援 子育てしながら働きやすい環境づくり |
| 男性の育児参加の推進 | | |

3 施策の展開に当たっての視点

(1) 乳幼児期から発達段階に応じた支援

① 3歳未満の乳幼児期

安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要になることから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応が行えるよう支援を行います。

また、保育所等の施設を利用せず、家庭で保育を受けている子どもも様々な活動を体験できるよう、多様かつ総合的な支援を行います。

② 3歳以上の幼児期

知的・感情的な面、人間関係の面等において、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育・保育の役割は極めて重要となります。

このため、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会を確保するとともに、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続にも十分配慮していきます。

③ 小学校期から中等教育期間

知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。このため、中等教育段階まで一貫した教育を推進するとともに、遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための機会を確保していきます。

④ 特に支援が必要な子どもへの対応

虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、様々な困難を抱える子どもたちに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施していきます。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

少子化対策を進めるにあたり、若い世代が安心して島根で暮らし、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、結婚から子育て期までのライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

また、島根創生計画の第1編Ⅱ-1「結婚・出産・子育てへの支援」の具体的な内容を「しまね子育てトータル支援プラン」(P18~19)としてまとめ、本計画とともに総合的に推進していきます。

(3) 島根の特色を活かしたきめ細かな支援

島根県には、「豊かな自然や文化」、「地域に残るつながり」、「多世代同居率の高さ」など、子育て環境に資する島根県ならではの良さがあります。

このような状況を踏まえ、施策の展開にあたっては、島根県の特色を活かしながら、地域の実情やニーズに応じた「島根らしいきめ細かな支援」を推進していきます。

4 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

また、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大を図ります。

〈施策〉

- ①県民気運の醸成
- ②地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

基本理念 II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

次代を担う子どもたちが、しまねの自然や地域の人々との触れ合いや、幼児教育、義務教育及び高校教育等を通して、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが適切な役割分担の下に取組を進めるとともに、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、非行防止活動を展開するなど、青少年の健全育成の取組を進めます。

〈施策〉

- ①幼児期の教育・保育の充実
- ②子どもの生きる力の育成
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年の健全育成の推進

基本施策 3 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する理解が深まるよう、各分野が連携し、教育・広報・啓発等の取組を進めます。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若者の就業促進の取組を進めます。

〈施策〉

- ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進
- ②若い世代の就業促進

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

子どもを産み育てたいと願う全ての人が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。

また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員、放課後児童支援員等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。

〈施策〉

- ①切れ目ない相談・支援体制づくり
- ②親子の交流や相談の場の充実
- ③教育・保育等の提供体制の確保・充実
- ④総合的な放課後児童対策の推進
- ⑤経済的負担への対応

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

子どもたちの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、子どもと家庭の相談体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子ども、社会的養育が必要な子どもなど、様々な困難を抱える全ての子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立していけるよう支援の充実に努めます。

〈施策〉

- ①人権が尊重される社会の実現
- ②子どもと家庭の相談体制の強化
- ③児童虐待防止対策の充実強化
- ④社会的養育の充実・強化

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

障がいのある子どもやひとり親家庭等、特に支援が必要な子どもや家庭への支援について、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、広域的な観点から総合的な取組を進めます。

〈施策〉

- ①障がい児への支援の推進
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本理念 IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

家庭を持つことのすばらしさを独身の男女に伝えることで、結婚に対する気運の醸成を図ります。

また、しまねで出会い、結婚し、家庭を持ちたいと願う人の希望がかなえられるよう、出会いの場づくりの取組の拡充を図ります。

〈施策〉

- ①結婚に対する気運の醸成
- ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

全ての親と子が健やかに暮らすためには、妊娠期から子育て期を通じた親子の健康の確保が重要となります。

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境整備の一環として、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健、妊娠・出産等への支援、小児医療の充実を進めます。

〈施策〉

- ①妊娠・出産等への支援
- ②母子保健等の充実
- ③小児医療の充実
- ④食育の推進

基本施策 9 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めます。

〈施策〉

- ①仕事と子育ての両立支援
- ②子育てしながら働きやすい環境づくり

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

妊産婦や子ども、子育て家庭が安心して外出できる地域環境を確保するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化や公園の整備など、子育てに適した生活環境の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や地域におけるパトロール活動、通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備等を通して、子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心なまちづくりを進めます。

〈施策〉

- ①快適な生活環境の確保
- ②安全・安心なまちづくり

5 施策の具体的な内容

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策 ① 県民気運の醸成

施策の目的

- ☆ 子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくための地域づくりを推進する。

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきています。
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 保護者は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうした「親育ち」の過程を地域全体で支援していく必要があります。
- 子育ては保護者が第一義的責任を持つものですが、次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもの育ちと子育てを地域、企業、行政など社会全体で応援する「地域みんなで子育て支援」の推進に向け、広報、啓発活動や、企業、民間団体等地域における自主的取組の全県展開を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-------------|--------|
| 1 | 全県的広報・啓発の充実 | 85 |

施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

施策の目的

- ☆ 地域や社会が子育て・子どもの育ちへの支援に参画し、保護者に寄り添うことで、子育てに対する負担感や不安感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の構築を図る。

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 多様な子育てニーズに応える制度を拡充する一方、地域の実情に応じたよりきめ細やかな子育て・子どもの育ちへの支援を実践するためには、行政の子育て支援の取組においても住民、NPO等の民間団体など多様な主体が参画する民間活動と十分連携を図りながら進める必要があります。
- 多様な公共サービスの担い手としてのNPO法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。地域の課題解決に自主的・自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、活動団体の人材育成やNPO相互のネットワークづくり、社会貢献活動に参加したいと考える県民に向けた情報提供等の取組を進める必要があります。
- 高齢者グループや老人クラブ等も、スポーツや遊び、体験活動を通じた子どもの交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援の取組を進めています。豊かな経験と知識を持つ高齢者は子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源を積極的に活かす取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 地域住民による子育て・子どもの育ちへの支援活動の重点的推進を通して、地域の子育て支援機能の充実・強化を図ります。
- ✓ NPO等の民間団体、グループなどへの助成やこれら団体等の連携促進、高齢者の子育て支援への参画を進めることにより、地域の子育て支援活動の促進を図ります。
- ✓ 青少年から高齢者まで社会の全ての構成員が、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会の実現に向けて、NPOやボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO相互の連携・ネットワークづくりなど活動基盤の強化に向けた支援を行います。
- ✓ 高齢者と若い世代の交流の機会を確保し、ボランティア活動を始めとする高齢者の自主的な社会参加活動を支援します。また、高齢者が子育て支援などの社会活動に参加できるよう、広報・啓発等、情報提供を行います。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|--------------------|--------|
| 1 | 地域の創意工夫による子育て支援の充実 | 85 |
| 2 | 民間の子育て支援活動の促進 | 85 |
| 3 | NPO・ボランティア活動の促進 | 85 |
| 4 | 世代間交流の促進 | 85 |

基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

施策 ① 幼児期の教育・保育の充実

施策の目的

- ◇ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園等で、質の高い幼児教育の実施、小学校との円滑な連携・接続による学びや育ちの連続性の確保のために、県、市町村及び幼児教育施設、小学校、保護者や地域が取り組む。

現状と課題

- 教育基本法において、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的とされています。加えて、近年、粘り強さや協調性といった小学校以降に「学びに向かう力」につながる資質・能力を幼児期に育成することの重要性も国内外で叫ばれています。こうした状況の中で、平成30年度から、3歳児以上を受け入れる幼児教育施設においては、保育所、幼稚園、認定こども園など施設の種類に関わらず、質の高い教育が求められるようになりました。
- 本県での幼児教育施設（保育所、幼稚園及び認定こども園等）の利用率を見ると、全ての年齢階層において全国平均よりも高く、特に0歳児から2歳児においては、全国平均のおおよそ2倍となっています。
- また、子どもが通う幼児教育施設のうち、全国平均では幼稚園と保育所の割合がほぼ同じに対して、島根県では保育所に通う子どもの割合が80%と高くなっており、保育所における幼児教育についても重要となっています。
- 市町村においては、幼児教育の向上に主体的に取り組む必要があり、体制の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。

- ✓ 平成30年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、連携型認定こども園保育・教育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催します。
- ✓ 「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------|--------|
| 1 | 幼児教育総合推進事業 | 86 |

施策② 子どもの生きる力の育成

施策の目的

- ◇ 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代を担う子どもの生きる力を育成する。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題、生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなど、心身両面で課題が発生しています。
- 令和元年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果によると、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合が全国と比較して高い一方で、小中学校の国語、算数・数学、中学校英語で高正答率者が全国と比較して少ない、中学3年生の家庭学習時間が全国と比較して少ないなどの課題がありました。知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの要素を偏りなく育成していく必要があります。
- いじめの問題などは学校での積極的な認知や組織的な対応が進んだこともあり、認知件数が増えています。不登校も増えており、要因も複雑化、多様化してきています。学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを育成することが大切です。
- 県内においても、児童生徒が被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要があります。
- 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住

Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現
2 たくましい子どもの育ち

民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や課題解決能力を身に付けることが大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- ✓ 学校での学びを生かし、子ども達が様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。
- ✓ 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努めます。
- ✓ 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努めます。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|--------------------------|--------|
| 1 | 基礎学力の育成 | 86 |
| 2 | きめ細かな指導・支援体制の充実（小・中学校） | 87 |
| 3 | ふるさと教育の推進 | 87 |
| 4 | 道徳教育の充実 | 87 |
| 5 | 青少年文化活動の推進 | 87 |
| 6 | 健康教育の推進 | 87 |
| 7 | 地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動の推進 | 87 |
| 8 | 生徒指導体制の充実強化 | 88 |
| 9 | 未来を拓く県立学校づくりの推進 | 88 |
| 10 | 教育相談体制の充実 | 88 |
| 11 | 学校安全確保の推進 | 88 |
| 12 | 学校関係者評価の推進 | 88 |

施策 ③ 家庭や地域の教育力の向上

施策の目的

- ◇ 地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われています。その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されています。このため、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要があります。
- 人は様々な人間関係や集団の中で、力を合わせたり、ときにはぶつかったりしながら相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができます。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査（R1）」の結果によると、「読書が好き」に肯定的な回答をした割合が小学校 70.5%（全国：75.0%）、中学校 68.3%（全国：68.0%）となっています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- また、「週 1 回以上図書館へ行く回数」と回答した割合が小学校 27.1%（全国：17.2%）、中学校 15.3%（全国：8.3%）と高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきました。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- 地域の子どもは地域で育てるという考え方のもとに、公民館の活動等を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、島根県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図ります。

II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

2 たくましい子どもの育ち

- ✓ 将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図るとともに、特にふるまい定着の基盤をなす乳幼児期の子どもの保護者親世代を始めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取組を推進します。
- ✓ 子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役割を持たせることや、子どもを認めることの大切さについて啓発活動に取り組みます。
- ✓ 子どもの創造力や感性、豊かな心を育むために、道徳教育の充実や読書活動の推進を図ります。
- ✓ 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- ✓ 子どもたちの発達段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。
- ✓ 家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性を家庭に啓発します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-------------------------|--------|
| 1 | 乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着 | 89 |
| 2 | 家庭教育への支援の推進 | 89 |
| 3 | 地域の教育力向上への支援 | 89 |
| 4 | 子ども読書活動の推進 | 89 |
| 5 | 県の特色ある地域資源の活用促進 | 89 |
| 6 | 体験活動の充実及び家庭への意識啓発 | 89 |

施策 ④ 青少年の健全育成の推進

施策の目的

- ◇ 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、青少年自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、青少年の健全育成を推進する。

現状と課題

- 健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、今後は青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に活かすよう

な仕組みづくりが必要です。

- 様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これら子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。青少年の居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があり、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められています。
- インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫や、次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 非行は、青少年を取り巻く環境や背景など様々な要因により発生します。現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などのいわゆる「初発型非行」が大半を占めるほか、刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しています。
- 県内の少年非行の約6割が万引きや自転車盗等の初発型非行で占められており、罪悪感の希薄さがその大きな要因となっています。このため、青少年が様々な社会活動や学校における学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に付ける必要があります。

施策の方向性

- ✓ 流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、公民館、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。
- ✓ 青少年育成島根県民会議が、各市町村民会議や関係機関・団体をつなぐプラットフォーム的役割を担うことによって、青少年育成事業のすそ野を広げ、連携を強化していくことを目指します。そのためには、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、今まで以上に地域の活性化を進める仕組づくりが必要であり、各市町村団体等と協議や情報交換の場を設け、青少年の健全育成を推進します。
- ✓ 様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。近年、青少年の居場所づくりの要請をより強く求められるようになってきました。社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動をさらに進めていく工夫改善をしていきます。
- ✓ 書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するとともに、学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の犯罪加害・被害防止を図ります。
- ✓ 非行少年を生まない社会環境の整備と再非行をさせないための支援活動を推進します。そのためには、青少年の規範意識や思いやりの気持ちを醸成する取組や環境整備の取組を引き続き推進していく必要があります。社会活動、学校教育との連携の中で工夫改善を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------|--------|
| 1 | 青少年を健やかに育む意識向上事業 | 90 |
| 2 | 困難を有する子ども・若者支援事業 | 90 |
| 3 | 社会参加・参画活動等の促進 | 90 |
| 4 | 社会参加活動等の促進 | 90 |
| 5 | 青少年を取り巻く地域環境浄化事業 | 90 |
| 6 | 非行防止対策の推進 | 90 |

基本施策 3 次代の親の育成

施策 ① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

施策の目的

☆ 次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家庭の意義などの理解の促進を図る。

現状と課題

- 少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させています。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られます。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されています。
- 学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をとおして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要があります。
- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 生命の尊さ、正しい性知識を理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ります。
- ✓ 子どもたちが自身のライフプランを自分事として考える機会を設け、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等の様々な側面から自らの人生設計を考える教育を推進します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|---------------------------|--------|
| 1 | 学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施 | 9 1 |
| 2 | 子どもの未来デザイン講座の実施 | 9 1 |

施策 ② 若い世代の就業促進

施策の目的

◇ 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。

現状と課題

- 就職を希望する高校生の就職内定率が99%に達する（H30）一方で、高卒就職者の3年以内離職率が39.2%に達するなど、職業・勤労に対する理解が不足している面がみられます。各学校では、授業や進路に関する様々な情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかりと描くことができるような取組が必要となります。直接働く職場を見て、体験することで自身が働くイメージをしっかりと持つことが重要であり、学校・家庭・地域社会が連携した仕事研究や職場体験などの一層の充実が必要です。
- 若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が3.6%（労働力調査：H30年平均）と低減傾向にありますが、新規学卒者の早期離職者が依然多いこと、県外の企業による採用競争が激化していることなどから、若年者が企業で働き続けるイメージを抱きにくい状況にあると言えます。県内産業の振興によって若年者にとって魅力的に感じられる雇用の受け皿づくりを進めるとともに、若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があります。
- 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に無業者、不安定就労者長期間就労していない就職困難者等の就労意識向上や職業訓練等による能力開発、キャリア形成を支援していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、働くことについての理解を深めるキャリア教育の推進、就労に係る関係者間の理解促進、就業体験の質的向上、高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進します。
- ✓ 「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。
- ✓ 県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進します。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
- 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-------------|--------|
| 1 | 就職指導の充実 | 9 1 |
| 2 | 学卒者の職業訓練の実施 | 9 1 |
| 3 | 県内就職の促進 | 9 1 |

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

施策 ① 切れ目ない相談・支援体制づくり

施策の目的

- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

現状と課題

- 妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって大きな喜びである一方、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。また、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況です。
- 次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援体制をつくります。
- ✓ 地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。
- ✓ 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|--------------------|--------|
| 1 | 切れ目ない相談・支援体制づくりの推進 | 9 2 |
| 2 | しまね結婚・子育て市町村交付金事業 | 9 2 |
| 3 | 子育て等に関する情報提供の充実 | 9 2 |

施策 ② 親子の交流や相談の場の充実

施策の目的

- ☆ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- 核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、外国人の定住化や家族形成などに伴い、教育・保育施設等においても外国人子育て家庭の利用や子育て支援のニーズが増加していることなどから、全ての子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進していきます。
- ✓ 全ての子育て家庭や妊産婦が身近なところで相談・指導・情報提供を受けられることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりをおこなうとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|---------------------|--------|
| 1 | 地域の子育て支援機能の充実 | 9 2 |
| 2 | 子どもと家庭電話相談室の設置 | 9 2 |
| 3 | 外国人子育て家庭や妊産婦への支援の推進 | 9 3 |

施策 ③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実

施策の目的

- ◇ 地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域における子育て拠点を積極的に支援し、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図る。

現状と課題

- 一部の市町村において保育所入所待機児童が生じていることから、待機児童解消のため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等においては、子どもの数の減少等により、保育所の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所等を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の状況に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを積極的に支援していく必要があります。
- 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供にあたって基本となるのは人材であるため、幼稚園教諭、保育士等の確保及び養成を総合的に推進していくとともに、研修の充実等による教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 本計画に定める区域ごとに、ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進するとともに、運営費の助成を実施します。
- ✓ 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう、運営費の助成を実施します。
- ✓ 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- ✓ 保育士養成施設の学生への修学資金・家賃等の貸与や就職相談会の開催、保育士バンクを活用した潜在保育士の就職支援等により保育士の確保に努めます。
- ✓ 教育・保育等の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-------------------------|--------|
| 1 | 地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保 | 9 3 |
| 2 | 認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援 | 9 3 |
| 3 | 教育・保育等に従事する者の確保 | 9 3 |
| 4 | 教育・保育等に従事する者の質の向上 | 9 4 |
| 5 | 多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実 | 9 4 |
| 6 | 教育・保育の情報の公表 | 9 4 |

施策 ④ 総合的な放課後児童対策の推進

施策の目的

- ☆ 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ等を支援し、児童の健全な育成を図る。

現状と課題

- 育児をしながら働く女性が多い本県においては、子育て支援策を充実し、仕事と子育ての両立を図ることは喫緊の課題であり、その中でも、放課後児童クラブの支援の充実は極めて重要です。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 放課後児童クラブに勤務する「放課後児童支援員」は、現在、教員・保育士を退職した方などに大部分を依存しており、放課後児童支援員が不足しています。
- 放課後児童クラブの運営を担うもの（法人）についても、地域のボランティア人材や社会福祉法人などの一部のものや団体に頼っている状況であり、新たな放課後児童クラブの立ち上げを担う人材や法人が不足しています。
- 教育委員会と福祉部局が連携のもと、新・放課後子ども総合プランに基づく取組を円滑に進めるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の合同研修の充実等により指導に従事する者の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 放課後児童クラブの利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。
- ✓ 放課後児童支援員の認定資格研修等により、放課後児童クラブに従事する者の確保及び質の向上に努めます。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 - 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|---------------------------|--------|
| 1 | 放課後児童健全育成の推進 | 94 |
| 2 | 放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上 | 95 |
| 3 | 放課後児童健全育成の受入支援 | 95 |
| 4 | 地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり | 95 |

施策 ⑤ 経済的負担への対応

施策の目的

- ◇ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

現状と課題

- 島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多くなっています。〔P7：表1、図9参照〕
- また、「子育て環境の整備のために行政に期待する施策」としては、「子育てに伴う経済的負担を軽くする」（74.9%）が最も多くなっています。経済的負担の軽減で期待されているのは、「教育費」（56.1%）、「保育料」（13.1%）が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取組が必要ですが、県では、幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入通院等に対する助成事業を全市町村で実施しています。
- 子どもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行っています。
- 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- ✓ 特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

- ✓ 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------------------|--------|
| 1 | 児童手当の給付 | 9 5 |
| 2 | 保育料の軽減 | 9 5 |
| 3 | 子どもの医療費負担の軽減 | 9 5 |
| 4 | 特定不妊治療費の助成 | 9 5 |
| 5 | 生活福祉資金の貸付 | 9 6 |
| 6 | 奨学のための給付金の給付 | 9 6 |
| 7 | 島根県高等学校等奨学金の貸付 | 9 6 |
| 8 | 生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資 | 9 6 |

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策 ① 人権が尊重される社会の実現

施策の目的

- ◇ 全ての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。

現状と課題

- いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちを取り巻く様々な課題に対し、子どもに関わる全ての人々の人権感覚・意識の向上を図るとともに、子どもたちの実態とその背景に目を向け、深い子ども理解に立って、組織的な支援体制整備の推進、相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 子どもたちの今の学びを保障し、生きる力を育むという「進路保障」の理念に基づき、発達段階に即した人権教育を推進することで、子どもたちの人権感覚や自他を大切にできる意識・意欲・態度を高める必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題を解消するために、国及び関係機関と連携し、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 学校教育においては、教職員の人権感覚を高め、子どもたちの学ぶ権利が保障された教育現場を実現することで、一人ひとりの子どもが「私は大切にされている」と実感できる学校づくりを目指します。また、「進路保障」を柱とした人権教育を発達段階に即して推進することにより、子どもたちの人権感覚の涵養を図り、生きる力を醸成し、主体的に行動できる実践力の育成を目指します。
- ✓ 社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動にあらわれるような人権意識を養っていくことを目指します。
- ✓ 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------|--------|
| 1 | 人権教育・啓発の推進 | 9 6 |
| 2 | 職員研修の充実 | 9 7 |

施 策 ② 子どもと家庭の相談体制の強化

施策の目的

- ◇ 子どもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。

現状と課題

- 妊娠や出産、育児に悩む方が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっており、適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして支援の取組を進めていく必要があります。
- 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要があります。

- 特別支援学校のセンター的機能における保育所・幼稚園から高等学校までの相談件数は増加しており、多様な相談に対応しています。今後も幅広い相談のニーズに対応していく必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、経済的支援、養育費確保・面会交流の支援などを含む総合的な支援が必要となっています。このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や支援施策・取り組みについての分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員や特別支援学校のセンター的機能等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- ✓ 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ✓ 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、相談体制の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携した相談支援体制の充実や支援施策・取り組みについて分かりやすい情報提供などを行い、総合的な支援を行います。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|--------------------------------|--------|
| 1 | 乳児家庭に対する支援の充実 | 97 |
| 2 | 市町村児童相談体制の強化支援 | 97 |
| 3 | 児童相談所の専門性の向上 | 97 |
| 4 | 障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実 | 98 |
| 5 | 心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実 | 98 |
| 6 | 障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実 | 98 |
| 7 | 特別支援学校センター的機能の充実 | 98 |
| 8 | ひとり親家庭等への相談支援体制の充実 | 98 |

施策 ③ 児童虐待防止対策の充実強化

施策の目的

- ◇ 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行う。

現状と課題

- 県内の児童虐待相談（認定件数）は増減を繰り返しているものの、依然として高い数値で推移しています。平成 30 年度は児童虐待に対する社会的意識の高まり、関係機関との連携強化等により大幅に増加しています。
- 児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援等を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要です。
- 児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要があります。
- 市町村で実施する乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭については、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要があります。
- 児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取組を強化する必要があります。
- 児童虐待の早期発見のためには、引き続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。
- 児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------------|--------|
| 1 | 養育支援訪問事業 | 98 |
| 2 | 母子生活支援施設・児童相談所との連携 | 99 |
| 3 | 児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化 | 99 |
| 4 | 子どもを虐待から守る意識の啓発 | 99 |

施策④ 社会的養育の充実・強化

施策の目的

◇ 社会的養育体制の質・量の拡充を図る。

現状と課題

- 平成29年8月、平成28年の改正児童福祉法を受けた「新しい社会的養育ビジョン」において、「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。この中で、国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である小規模かつ地域分散化された児童養護施設等で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。
- 県内の社会的養育の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等での養護の比率は、社会的養育全体の77%と4分の3以上を占めています。今後、少子高齢化による人口減少の中でも、県内の社会的養育が必要となる児童（以下、「社会的養育児童」という。）数は一定程度存在することが見込まれることから、県としても社会的養育の充実を図る必要があります。
- 社会的養育児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある子どもが増えてきており、子どもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。
- 虐待のリスクの高い「予期せぬ妊娠等」については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要です。
- 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養育児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があります。
- 家族から離れて暮らす社会的養育児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。

Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
5 子どもを守り育てる仕組みづくり

- 社会的養育児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童養護施設等の本体施設定員を減らして小規模化を進めるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。また、家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームでの適切な受け入れ規模を確保し、里親委託の増進を図ります。
- ✓ 虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、その特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成します。
- ✓ 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて、復帰後のケアを実施します。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村が実施する子育て短期支援事業への支援など、地域の子育て支援の拠点となるような取組を行います。
- ✓ 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施します。
- ✓ 社会的養育児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援します。
- ✓ ひとり親家庭、DV被害の母子、経済的に困窮している母子等の生活の安定や経済的な自立及び子どもの心身の健やかな成長を支援するため、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図ります。併せて、関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等の支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------------|--------|
| 1 | 里親委託等の推進 | 99 |
| 2 | 小規模グループケア等の設置・運営への支援 | 100 |
| 3 | 母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲） | 100 |

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策 ① 障がい児への支援の推進

施策の目的

- ◇ 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の充実を図る等、総合的な取組を進める。

現状と課題

- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な障がい児や、発達障がい等のある障がい児への支援について、各教育機関において特別支援教育体制の整備が進み、各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、学校間等の引継ぎや関係機関との連携を推進する必要があります。
- 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がいの重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要があります。

施策の方向性

- ✓ 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連絡協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な住宅サービスや経済的支援や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行います。
- ✓ 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- ✓ 医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進するなど、支援体制の充実を図ります。
- ✓ 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図ります。
- ✓ 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図ります。
- ✓ 学校においては、関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成・活用を進めます。
- ✓ 障がい児一人ひとりの自立と社会参加を目指し、関係機関との連携を深め、職業教育や就業支援の充実を図ります。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 - 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|----------------------|--------|
| 1 | 障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進 | 100 |
| 2 | 障がい児在宅サービスの充実 | 100 |
| 3 | 障がい児への経済的支援 | 100 |
| 4 | 発達障がい児支援体制の整備 | 101 |
| 5 | 高次脳機能障がい児支援体制の整備 | 101 |
| 6 | 極めて重度の障がい児への支援 | 101 |
| 7 | 特別支援学校における放課後健全育成の推進 | 101 |
| 8 | 放課後児童クラブの障がい児受入れ推進 | 101 |
| 9 | 特別支援教育体制の総合的な推進 | 101 |
| 10 | 特別支援学校の進路開拓 | 101 |
| 11 | 障がい児等保育の推進 | 101 |

施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の目的

- ◇ ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。

現状と課題

- ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策を実施していく必要があります。
- 平成25年まで増加傾向にあった県内のひとり親家庭等の世帯数は平成30年に減少傾向となりましたが、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱える状況に変わりはないため、ひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。〔P10：図15〕
- ひとり親等が抱える様々な困り事の上位に、子どもの進学や就職などがあります。
- ひとり親等本人の年間就労収入は低く、母子家庭のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親等の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭等の置かれた状況に応じたきめ細かな就業支援を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援等のひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。

- 協議離婚の際に父母が定める事項である「養育費の分担」と「面会交流」については、その取り決め・履行が十分に進んでいない現状があります。
- ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせることで総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向けた支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかな成長をしていくため、子育て・生活支援や、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立支援を行います。
- ✓ 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進します。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し、社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。
- ✓ 各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知するほか、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等と連携し、巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用を図ります。また、より安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう支援を行います。
- ✓ ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給及び窓口におけるプライバシー保護に配慮した相談体制を推進します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭等の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。
- ✓ 個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう相談窓口や支援策について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切な相談対応を行うとともに、情報共有の充実に努めます。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。
- ✓ ひとり親家庭に対する支援制度の認知度が低く、利用状況が低調になっていることから、支援を必要とするひとり親家庭に確実に情報等が届くよう、パンフレットの配布などによる情報提供とともに、インターネットメディア等の各種広報手段の活用を図ります。
- ✓ 個々の家庭に寄り添ったきめ細やかな支援が行うことができるよう、母子・父子自立支援員、就業支援専門員その他相談関係職員に対する研修会の開催や他の機関が行う研修会への参加を促す等により、ひとり親家庭の相談に対応する職員の人材育成と専門性の向上を推進します。

IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

7 結婚支援の充実

- ✓ 市町村福祉事務所の窓口就業支援の専門性を確保するため、地域の実情に応じて「就業支援専門員」を配置するなど、母子・父子自立支援員等と連携した総合的な支援体制を構築・強化するための取組を推進します。また、行政との関わりを持つ機会を持ちづらひひとり親家庭等にも必要な支援が行き届くよう、地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う支援体制の構築に向けた取組を推進します。
- ✓ ひとり親家庭等の子どもは親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況に置かれるとともに、親と過ごす時間も限られ、しつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの状況があるため、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等の取組を推進します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------------|--------|
| 1 | 子育て・生活支援の充実 | 102 |
| 2 | 就業支援 | 102 |
| 3 | 就業機会の拡充 | 102 |
| 4 | 子どもの生活・学習支援 | 102 |
| 5 | 養育費確保・面会交流の支援 | 102 |
| 6 | 経済的支援の充実 | 103 |
| 7 | ひとり親家庭等への相談支援体制の充実（再掲） | 103 |
| 8 | 母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲） | 103 |

基本理念 IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

施策 ① 結婚に対する気運の醸成

施策の目的

- ◇ 独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚支援に対する地域やボランティア、企業等の理解と取組を促進し、独身男女の活動を支援する社会づくりを推進する。

現状と課題

- 島根県の平均初婚年齢（H30）は、男性が30.6歳、女性が29.1歳で年々上昇しており、未婚・晩婚化が進行しています。〔P5：図5〕
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」から、独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない（29.9%）」、「安定した雇用・収入がない（23.9%）」、「結

婚に魅力を感じない（20.3%）」との回答が多く、未婚・晩婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや、結婚への関心の低さが挙げられることから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められています。〔P6：図7〕

- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚（未婚・晩婚化）問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取組を促進する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進します。
- ✓ 結婚支援に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取組を促進するための啓発を推進する。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|---------------------|--------|
| 1 | 子育て等に関する情報提供の充実（再掲） | 103 |
| 2 | 子どもの未来デザイン講座の実施（再掲） | 104 |

施策 ② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

施策の目的

- ☆ しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう、「出会いの場づくり」を推進します。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は9.4%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐりあわない」との回答が44.8%と高く、出会いの場が不足している現状があります。〔P5：図6、P6：図7〕
- 「未婚・晩婚化対策のために行政に期待する施策」としては、「出会いの場の設定」が32.9%と、前回調査（H25）に比べて10.1ポイント増えています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取組を促進する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 結婚支援サービスが県内どこでも受けられるよう、市町村と連携して結婚相談・支援の体制を整備

します。

- ✓ 独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談・紹介、コンピューターマッチングシステムの利用拡大等により、相談・マッチング機能の充実を図ります。
- ✓ 民間事業者や各種団体等の多様な主体と連携し、出会いイベントの実施や情報発信を実施します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|--------------------|--------|
| 1 | 市町村における結婚支援への取組の強化 | 104 |
| 2 | 相談・マッチング機能の充実 | 104 |

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

施策 ① 妊娠・出産等への支援

施策の目的

- ◇ 妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを産み育てたいと願う人の希望の実現を図る。

現状と課題

- 母親の年齢が35歳以上の出産割合が増加しています。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があります。
- 夫婦の10～15%が不妊であるといわれ、原因不明の場合もあり、不妊に悩むカップルは増加しています。
- 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため、男女双方の関わりが必要です。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成17年度から特定不妊治療費助成を行っていますが、制度について引き続きPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 不妊に関する情報提供や相談体制が必要なことから、不妊専門相談センターによる相談事業を行っています。また、治療を希望する人が不妊治療を受けやすい社会環境等の整備が必要なことから、正しい知識の普及を一層進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図ります。
- ✓ 若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取組を行います。
- ✓ 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。

- ✓ 特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを産み育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-----------------|--------|
| 1 | 妊娠・出産等の正しい知識の普及 | 104 |
| 2 | 不妊専門相談事業の実施 | 105 |
| 3 | 特定不妊治療費の助成（再掲） | 105 |

施策 ② 母子保健等の充実

施策の目的

- ◇ 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。
- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

現状と課題

- 周産期死亡率、乳児死亡率、妊産婦死亡率はいずれも全国より低く概ね良好に推移していますが、出生数は年々減少しています。一方、未熟児や、医療的ケアが必要な児は増加傾向にあり、支援体制の充実が求められています。
- 周産期医療は、県内の中核となる4病院と、地域の周産期医療施設とのネットワーク体制の強化を図っていますが、産科医、助産師、小児科医の不足や高齢化、偏在化等深刻な状況は続いており、引き続き医療従事者の確保が課題となっています。
- 全ての親と子が健やかに育つ社会を目指し、妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援が提供されるよう母子保健活動を推進していく必要があります。
- 出産・育児は、同居家族や地域で支えてきた面もありますが、核家族やひとり親家庭など、こうした支えが届きにくい家庭が増加しています。
- 妊娠期から産後は、体調の変化や家庭の事情から、一時的に家事や育児の援助を望む声は多いですが、島根県では、民間サービスの展開は望みにくいなど、体制が十分ではありません。

施策の方向性

- ✓ 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進が出来るよう環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めます。
- ✓ 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、周産期・小児の医療提供体制を整備するとともに、母子・子育てのサービス提供体制を充実します。

目的を達成するための主要事

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------------|--------|
| 1 | 周産期医療の充実 | 105 |
| 2 | 産前・産後のサポート体制の充実 | 105 |
| 3 | 慢性疾病児・医療的ケア必要児等への支援の充実 | 105 |

施策 ③ 小児医療の充実

施策の目的

◇ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。

現状と課題

- 県内の小児科医の分布は、医療圏域毎に大きな差があり、小児科医の偏在が生じています。
- 小児救急医療は、救急医療体制（初期（在宅当番医、休日診療所等）、二次（救急告示病院）、三次（救命救急センター））の中で確保していますが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いています。
- 小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等16疾患（762疾病）について451人が給付（H30年度末）を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要があります。
- また、小児慢性特定疾病の対象が762に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医の確保に努めます。また、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制を整備していくほか、内科医等を対象とした小児救急に関する研修、保護者向け電話相談サービスを実施するなどにより、小児医療の充実を図ります。
- ✓ 治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、児童福祉法（根拠法）に基づく医療費助成を行ない、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|--------------|--------|
| 1 | 小児医療提供体制の充実 | 105 |
| 2 | 子ども医療電話相談の実施 | 106 |
| 3 | 小児慢性特定疾病への支援 | 106 |

施策④ 食育の推進

施策の目的

- ☆ 「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。

現状と課題

- 朝食を欠食する幼児はゼロではなく、ほぼ横ばいで推移しており、児童生徒は学年が上がるにつれ増加する傾向が見られます。親世代では、朝食の欠食や野菜の摂取不足、塩分摂取についての意識が低い等の課題があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や食文化が世代間で受け継がれないなどの課題があり、多様化している家族形態や生活状況に配慮した食育の取組が必要です。
- 栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生しています。
- 子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、保育所・幼稚園・学校・地域・生産者など幅広い分野の方々と連携した取組を展開し、食育を県民運動として一層推進する必要があります。
- 学校においては、食生活の改善が促進されるよう、組織として一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や関係機関を活用していく必要があります。
- 子育て世代や若者に食に対する関心をもってもらい、食育が実践できるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要となります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちが食育活動を通して食に関心を持ち、望ましい食生活が実践できるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努めます。併せて子どもたちへの食育が進むよう、親世代への取組を行います。
- ✓ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係団体等が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進します。
- ✓ 学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。
- ✓ 食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進します。
- ✓ 身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりや食文化の継承のための活動を推進します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-------------------------|--------|
| 1 | 食育に関する情報提供 | 106 |
| 2 | 食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進 | 106 |
| 3 | 食育に関する体験活動の促進 | 106 |
| 4 | 学校における食育の推進 | 106 |

基本施策 9 仕事と生活の調和

施策 ① 仕事と子育ての両立支援

施策の目的

☆ 仕事と子育ての両立を図ることができる環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、女性の就業の望ましいあり方について「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が65.2%と前回調査（H25）に比べて15.7ポイント増加し、「子どもができるまでは仕事を持ち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」は21.6%と10.6ポイント減少しています。
- 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無については、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が41.1%と6.3ポイント増加しています。
- 「仕事と子育ての両立支援のために行政に期待する施策」としては、「企業への働きかけ（47.6%）」、「安定した雇用の確保（43.0%）」が高い割合となっていることから、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要があります。
- 「仕事と子育てを両立するために職場において必要な取組」としては、「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気づくりを進める」、「子どもが病気などの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間帯の変更を柔軟に行う」が高い割合となっており、安心して働くことができるようにするためには、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等においても仕事と子育ての両立が図られ、自立した生活を営むことができるようになるために、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取組を推進します。
- ✓ 結婚して子どもを産み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ります。
- ✓ 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行います。
- ✓ 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を認定（こころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを促進します。
- ✓ ひとり親家庭等については、仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し、社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|----------------------------------|--------|
| 1 | 仕事と子育ての両立支援 | 107 |
| 2 | 離転職者等の職業訓練の実施 | 107 |
| 3 | 生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲） | 107 |

施策 ② 子育てしながら働きやすい環境づくり

施策の目的

- ◇ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境の整備を図る。

現状と課題

- 令和元年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な人の割合が、今回の調査で初めて7割（70.8%）を超える一方で、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という意識に肯定的な人の割合は過半数（59.0%）を超えており、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的性別役割分担意識が強いことが伺えます。
- また、男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことは、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となります。

- 併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっています。
- このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められています。
- それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進めます。
- ✓ 男性の育児への積極的な参加を促進するための取組を推進します。
- ✓ 従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。
- ✓ 誰もが、仕事と家庭生活のバランスがとれて安心して働くことができるよう、「しまね働き方改革宣言」（平成 29 年 11 月、しまね働き方改革推進会議）に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取組等の普及啓発を推進します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|-------------------------|--------|
| 1 | 男女共同参画の理解の促進 | 107 |
| 2 | 子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり | 108 |
| 3 | 雇用環境改善の普及啓発 | 108 |

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

施策 ① 快適な生活環境の確保

施策の目的

- ◇ 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。

現状と課題

- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取組を進める必要があります。
- 妊産婦等が公共施設等を利用する際、入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用証制度」について、引き続き普及を図っていく必要があります。

- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 妊産婦、子育て世帯等全ての人が安心して外出できる生活環境の整備が求められていることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子育て世帯を含む全ての人が安心して利用できる都市公園の環境整備（バリアフリー化等）を進めていますが、未整備の都市公園もあることから、引き続き環境整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。
- ✓ 乳幼児を連れた家族が外出時におむつ替えや授乳などのために自由に利用できる施設を広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ✓ 子育て世帯が、それぞれのライフスタイルに応じて無理のない負担で適正な規模の住宅に居住できるよう、市町村と連携して住宅整備への支援、公的賃貸住宅の供給、住宅に困窮する子育て世帯の優先的な入居方式の導入など、子育てに適した安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- ✓ 子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めます。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|------------------------|--------|
| 1 | ひとにやさしいまちづくりの推進 | 108 |
| 2 | 乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備 | 108 |
| 3 | 安全で快適な住宅の供給 | 108 |
| 4 | 都市公園の整備 | 108 |

施策 ② 安全・安心なまちづくり

施策の目的

- ◇ 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。

現状と課題

- 近年、都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下しているほか、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発

生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。

- 子どもを犯罪等の被害から守るためには、地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、「みこぴー安全メール」等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。
- 県内で子どもが被害に遭った交通事故の傾向としては、自宅周辺（生活道路）での発生が多い傾向にあります。このため、生活道路及びその周辺における交通規制を適正に実施するとともに、標識・標示をはじめとする各種交通安全施設を計画的に整備するなど、安全安心な交通環境を整えていく必要があります。
- 平成 24 年に京都府亀岡市をはじめ登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことや、近年では平成 31 年 4 月に豊島区で暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、令和元年 5 月には大津市にて集団で通行する園児の交通死傷事故が発生しました。このような子どもが犠牲となる交通事故をなくすため、通学路や未就学児の移動経路等においては、子どもや親子づれが安全・安心して通行するための道路空間を創出する必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこぴー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取組を進めます。
- ✓ 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- ✓ 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども 110 番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事の備え場所について事前に確認しておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員や P T A への周知も図り、「子ども 110 番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。
- ✓ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全施設の整備や生活道路等における最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を通じて、子どもや親子連れなどにとって安全で安心できる交通環境づくりを推進します。
- ✓ 通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安できる道路空間の整備を進めます。
- ✓ 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

目的を達成するための主要事業

| 番号 | 事業名 | 資料編ページ |
|----|---|--------|
| 1 | 公共空間における防犯環境の整備・改善 | 109 |
| 2 | 地域住民が行う自主防犯活動の推進 | 109 |
| 3 | 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進 | 109 |
| 4 | 安全な歩行・走行のための道路整備 | 109 |
| 5 | 交通安全教育の推進 | 109 |

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

第4章では、「基本施策4 施策③教育・保育等の提供体制の確保・充実」(P37)において、「就学前の子どもに対する教育・保育の提供体制の確保」、「教育・保育の質の向上」、「幼稚園教諭・保育士の人材確保」、「地域子ども・子育て支援事業の実施による子育て支援の充実」等について、島根県としての方向性を示したところです。

一方、「子ども・子育て支援法」では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。

このため、第5章では、「子ども・子育て支援法」に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

(2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、子ども・子育て支援法第19条に定められた各認定区分及び地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

なお、提供体制の確保の内容は、各市町村が施設別に定めた利用定員の合計としています。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

<島根県全体> **【注】量の見込み、確保方策の内容は市町村子ども・子育て会議の審議状況により、今後、変更する場合があります。**

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|------------|---------------------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み(A) | | 3,418 | 12,831 | 10,163 | 3,337 | 12,608 | 10,043 | 3,131 | 12,003 | 10,206 | 3,026 | 11,715 | 10,161 | 2,974 | 11,560 | 10,119 | |
| 確保方策 | 特定教育施設・保育施設 | 認定こども園・幼稚園*1 | 5,916 | | | 5,904 | | | 5,931 | | | 5,933 | | | 5,933 | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | 111 | 12,572 | 10,570 | 112 | 12,585 | 10,624 | 110 | 12,529 | 10,649 | 109 | 12,529 | 10,621 | 109 | 12,678 | 10,834 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | 8 | 41 | 117 | 8 | 30 | 146 | 4 | 34 | 146 | 4 | 34 | 146 | 4 | 34 | 146 |
| | | 家庭的保育 | | | 20 | | | 20 | | | 20 | | | 20 | | | 20 |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | 17 | | | 17 | | | 17 | | | 17 | | | 17 |
| | 確保方策 | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | 50 | | | 50 | | | 50 | | | 50 | | | 50 | | |
| | | 幼稚園+預かり保育*3 | 565 | | | 572 | | | 545 | | | 544 | | | 544 | | |
| | | 企業主導型保育施設*4 | | 23 | 73 | | 23 | 73 | | 23 | 73 | | 23 | 73 | | 23 | 73 |
| | | 認可外保育施設*5 | | 138 | 157 | | 137 | 157 | | 137 | 157 | | 137 | 157 | | 137 | 157 |
| 接続幼稚園 | | 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計(B) | | 6,650 | 12,774 | 10,954 | 6,646 | 12,775 | 11,037 | 6,640 | 12,723 | 11,062 | 6,640 | 12,723 | 11,034 | 6,640 | 12,872 | 11,247 | |
| 過不足(B-A) | | 3,232 | ▲57 | 791 | 3,309 | 167 | 994 | 3,509 | 720 | 856 | 3,614 | 1,008 | 873 | 3,666 | 1,312 | 1,128 | |

*1 新制度へ移行する認可幼稚園

*2 新制度へ移行しない認可幼稚園

*3 幼稚園において、預かり保育(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合、2号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

*4 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿(確保策)として位置づけ可能

*5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設

*6 幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿(確保策)として位置づけ可能

*7 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0~2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

<松江市区域>

[単位：人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|----------------------|-------------|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 1,522 | 3,807 | 3,044 | 1,436 | 3,679 | 3,071 | 1,325 | 3,495 | 3,112 | 1,247 | 3,393 | 3,151 | 1,211 | 3,378 | 3,187 | |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設・* | 認定こども園・幼稚園*1 | 2,708 | | | 2,708 | | | 2,708 | | | 2,708 | | | 2,708 | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | | 3,709 | 3,222 | | 3,709 | 3,222 | | 3,709 | 3,222 | | 3,709 | 3,222 | | 3,709 | 3,222 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | | | 56 | | | 74 | | | 74 | | | 74 | | | 74 |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 接続保育園 | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | 50 | | | 50 | | | 50 | | | 50 | | | 50 | | |
| | | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 企業主導型保育施設*4 | | 23 | 64 | | 23 | 64 | | 23 | 64 | | 23 | 64 | | 23 | 64 |
| | | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 確保方策合計 (B) | 2,758 | 3,732 | 3,342 | 2,758 | 3,732 | 3,360 | 2,758 | 3,732 | 3,360 | 2,758 | 3,732 | 3,360 | 2,758 | 3,732 | 3,360 |
| 過不足 (B-A) | | 1,236 | ▲ 75 | 298 | 1,322 | 53 | 289 | 1,433 | 237 | 248 | 1,511 | 339 | 209 | 1,547 | 354 | 173 | |

<浜田市区域>

[単位：人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|----------------------|-------------|---------------------------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 171 | 1,003 | 788 | 168 | 996 | 749 | 161 | 962 | 735 | 156 | 937 | 713 | 148 | 893 | 695 | |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設・* | 認定こども園・幼稚園*1 | 280 | | | 280 | | | 280 | | | 280 | | | 280 | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | | 1,050 | 805 | | 1,060 | 805 | | 1,060 | 805 | | 1,060 | 805 | | 1,060 | 805 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 接続保育園 | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 確保方策合計 (B) | 280 | 1,050 | 805 | 280 | 1,060 | 805 | 280 | 1,060 | 805 | 280 | 1,060 | 805 | 280 | 1,060 | 805 |
| 過不足 (B-A) | | 109 | 47 | 17 | 112 | 64 | 56 | 119 | 98 | 70 | 124 | 123 | 92 | 132 | 167 | 110 | |

<出雲市区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|-----------------------|---|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 1,256 | 3,459 | 2,713 | 1,271 | 3,500 | 2,717 | 1,211 | 3,334 | 2,823 | 1,208 | 3,325 | 2,822 | 1,209 | 3,327 | 2,823 | |
| 確保方策 | 特定教育・ 保育施設・ | 認定こども園・幼稚園 *1 | 1,905 | | | 1,898 | | | 1,925 | | | 1,926 | | | 1,926 | | |
| | | 認定こども園・認可保 育所 | | 3,006 | 2,839 | | 3,027 | 2,860 | | 3,048 | 2,881 | | 3,069 | 2,902 | | 3,202 | 3,138 |
| | 地域型 保育事 業 | 小規模保育 | | | 19 | | | 19 | | | 19 | | | 19 | | | 19 |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | 565 | | | 572 | | | 545 | | | 544 | | | 544 | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | 125 | 145 | | 125 | 145 | | 125 | 145 | | 125 | 145 | | 125 | 145 | |
| 接 続 保 育 園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 2,470 | 3,131 | 3,003 | 2,470 | 3,152 | 3,024 | 2,470 | 3,173 | 3,045 | 2,470 | 3,194 | 3,066 | 2,470 | 3,327 | 3,302 | |
| 過不足 (B-A) | | 1,214 | ▲ 328 | 290 | 1,199 | ▲ 348 | 307 | 1,259 | ▲ 161 | 222 | 1,262 | ▲ 131 | 244 | 1,261 | | 479 | |

<益田市区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|-----------------------|---|------------------|-----|------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 135 | 883 | 744 | 134 | 875 | 710 | 131 | 855 | 687 | 123 | 804 | 666 | 118 | 767 | 646 | |
| 確保方策 | 特定教育・ 保育施設・ | 認定こども園・幼稚園 *1 | 189 | | | 189 | | | 189 | | | 189 | | | 189 | | |
| | | 認定こども園・認可保 育所 | | 957 | 712 | | 957 | 712 | | 957 | 712 | | 957 | 712 | | 957 | 712 |
| | 地域型 保育事 業 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | 5 | | | 5 | | | 5 | | | 5 | | | 5 |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接 続 保 育 園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 189 | 957 | 717 | 189 | 957 | 717 | 189 | 957 | 717 | 189 | 957 | 717 | 189 | 957 | 717 | |
| 過不足 (B-A) | | 54 | 74 | ▲ 27 | 55 | 82 | 7 | 58 | 102 | 30 | 66 | 153 | 51 | 71 | 190 | 71 | |

<大田市区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|-------------------------------|---|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み (A) | | 58 | 637 | 547 | 60 | 640 | 514 | 54 | 591 | 523 | 53 | 567 | 506 | 49 | 534 | 491 |
| 特定教育・ 保育施設・ 地域型 保育事業 | 認定こども園・幼稚園 *1 | 75 | | | 85 | | | 85 | | | 90 | | | 90 | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | | 645 | 515 | | 640 | 515 | | 591 | 494 | | 567 | 483 | | 551 | 479 |
| | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 家庭的保育 | | | 20 | | | 20 | | | 20 | | | 20 | | | 20 |
| | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | | | 12 | | | 12 | | | 12 | | | 12 | | | 12 |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 継続保 育園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 75 | 645 | 547 | 85 | 640 | 547 | 85 | 591 | 526 | 90 | 567 | 515 | 90 | 551 | 511 |
| 過不足 (B-A) | | 17 | 8 | | 25 | | 33 | 31 | | 3 | 37 | | 9 | 41 | 17 | 20 |

<安来市区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|-------------------------------|---|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み (A) | | 100 | 722 | 584 | 95 | 688 | 616 | 92 | 660 | 649 | 93 | 672 | 649 | 97 | 704 | 649 |
| 特定教育・ 保育施設・ 地域型 保育事業 | 認定こども園・幼稚園 *1 | 449 | | | 449 | | | 449 | | | 449 | | | 449 | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | | 722 | 628 | | 688 | 662 | | 660 | 690 | | 672 | 670 | | 704 | 649 |
| | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 継続保 育園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 449 | 722 | 628 | 449 | 688 | 662 | 449 | 660 | 690 | 449 | 672 | 670 | 449 | 704 | 649 |
| 過不足 (B-A) | | 349 | | 44 | 354 | | 46 | 357 | | 41 | 356 | | 21 | 352 | | |

<江津市区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|---|--|---|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 45 | 437 | 331 | 44 | 432 | 318 | 42 | 414 | 315 | 41 | 400 | 310 | 39 | 381 | 304 | |
| 特定 保育施設・ 地域型 保育事業 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | 65 | 432 | 328 | 65 | 432 | 328 | 65 | 432 | 328 | 65 | 432 | 328 | 65 | 432 | 328 | |
| | 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設 | 小規模保育 | | | 12 | | | 12 | | | 12 | | | 12 | | | 12 |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 幼稚園+預かり保育*3 企業主導型保育施設*4 認可外保育施設*5 | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認可外保育施設*5 | | | 10 | | | 10 | | | 10 | | | 10 | | | 10 |
| 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 65 | 432 | 350 | 65 | 432 | 350 | 65 | 432 | 350 | 65 | 432 | 350 | 65 | 432 | 350 | |
| 過不足 (B-A) | | 20 | ▲ 5 | 19 | 21 | | 32 | 23 | 18 | 35 | 24 | 32 | 40 | 26 | 51 | 46 | |

<雲南市区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|---|--|---|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|---|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 83 | 663 | 503 | 81 | 644 | 466 | 73 | 582 | 476 | 64 | 516 | 482 | 63 | 500 | 478 | |
| 特定 保育施設・ 地域型 保育事業 | 認定こども園・幼稚園 *1 | 310 | | | 295 | | | 295 | | | 291 | | | 291 | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | | 695 | 560 | | 710 | 580 | | 710 | 580 | | 704 | 570 | | 704 | 570 | |
| | 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 幼稚園+預かり保育*3 企業主導型保育施設*4 認可外保育施設*5 | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 企業主導型保育施設*4 | | | 9 | | | 9 | | | 9 | | | 9 | | | 9 |
| | | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 310 | 695 | 569 | 295 | 710 | 589 | 295 | 710 | 589 | 291 | 704 | 579 | 291 | 704 | 579 | |
| 過不足 (B-A) | | 227 | 32 | 66 | 214 | 66 | 123 | 222 | 128 | 113 | 227 | 188 | 97 | 228 | 204 | 101 | |

<奥出雲町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|--|---|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み (A) | | 10 | 213 | 160 | 10 | 201 | 150 | 10 | 187 | 150 | 10 | 175 | 140 | 10 | 160 | 130 |
| 特定 保育 施設・ 地域 型 保育 事業 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 |
| | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接 続 保 育 園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 | 10 | 225 | 160 |
| 過不足 (B-A) | | | 12 | | | 24 | 10 | | 38 | 10 | | 50 | 20 | | 65 | 30 |

<飯南町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|--|---|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み (A) | | 5 | 58 | 42 | 5 | 53 | 37 | 4 | 45 | 39 | 4 | 41 | 35 | 3 | 37 | 32 |
| 特定 保育 施設・ 地域 型 保育 事業 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 |
| | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接 続 保 育 園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 | 5 | 85 | 60 |
| 過不足 (B-A) | | | 27 | 18 | | 32 | 23 | 1 | 40 | 21 | 1 | 44 | 25 | 2 | 48 | 28 |

<川本町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|------------|---------------------------------|--------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 2 | 76 | 53 | 2 | 70 | 54 | 2 | 66 | 50 | 1 | 65 | 48 | 1 | 65 | 48 | |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設・ | 認定こども園・幼稚園*1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | 2 | 76 | 53 | 2 | 70 | 54 | 2 | 66 | 50 | 1 | 65 | 48 | 1 | 65 | 48 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接続保育園 | 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 2 | 76 | 53 | 2 | 70 | 54 | 2 | 66 | 50 | 1 | 65 | 48 | 1 | 65 | 48 | |
| 過不足 (B-A) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<美郷町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|------------|---------------------------------|--------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 1 | 29 | 25 | 1 | 23 | 26 | 1 | 22 | 26 | 1 | 21 | 25 | 1 | 21 | 26 | |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設・ | 認定こども園・幼稚園*1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接続保育園 | 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | 1 | 84 | 51 | |
| 過不足 (B-A) | | | 55 | 26 | | 61 | 25 | | 62 | 25 | | 63 | 26 | | 63 | 25 | |

< 邑南町区域 >

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|---|---------------------------------------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|--|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 1 | 205 | 155 | 1 | 191 | 150 | 1 | 183 | 150 | 1 | 185 | 150 | 1 | 180 | 150 | |
| 特定 教育 施設・ 地域 型 保 育 事 業 確 保 方 策 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | 1 | 245 | 155 | 1 | 250 | 150 | 1 | 250 | 150 | 1 | 250 | 150 | 1 | 250 | 150 | |
| | 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | 1 | 245 | 155 | 1 | 250 | 150 | 1 | 250 | 150 | 1 | 250 | 150 | 1 | 250 | 150 | | |
| 過不足 (B-A) | | 40 | | | 59 | | | 67 | | | 65 | | | 70 | | | |

< 津和野町区域 >

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|---|---------------------------------------|-------|-----|----|-------|-----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 12 | 117 | 71 | 12 | 103 | 71 | 6 | 94 | 73 | 6 | 83 | 72 | 6 | 86 | 71 | |
| 特定 教育 施設・ 地域 型 保 育 事 業 確 保 方 策 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | 4 | 89 | 72 | 4 | 97 | 64 | 2 | 98 | 65 | 2 | 95 | 68 | 2 | 95 | 68 | |
| | 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設 | | 8 | 30 | 17 | 8 | 19 | 28 | 4 | 23 | 28 | 4 | 23 | 28 | 4 | 23 | 28 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | 12 | 119 | 89 | 12 | 116 | 92 | 6 | 121 | 93 | 6 | 118 | 96 | 6 | 118 | 96 | | |
| 過不足 (B-A) | | 2 | 18 | | 13 | 21 | | 27 | 20 | | 35 | 24 | | 32 | 25 | | |

<吉賀町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|------------|---------------------------------|--------------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 1 | 105 | 104 | 2 | 119 | 89 | 2 | 111 | 91 | 2 | 119 | 88 | 2 | 112 | 85 | |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設・ | 認定こども園・幼稚園*1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | 1 | 101 | 99 | 2 | 115 | 85 | 2 | 110 | 90 | 2 | 116 | 84 | 2 | 114 | 86 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | | 11 | 13 | | 11 | 13 | | 11 | 13 | | 11 | 13 | | 11 | 13 |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接続保育園 | 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 1 | 112 | 112 | 2 | 126 | 98 | 2 | 121 | 103 | 2 | 127 | 97 | 2 | 125 | 99 | |
| 過不足 (B-A) | | | 7 | 8 | | 7 | 9 | | 10 | 12 | | 8 | 9 | | 13 | 14 | |

<海士町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|------------|---------------------------------|--------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | | 49 | 26 | | 46 | 28 | | 47 | 29 | | 47 | 30 | | 48 | 30 | |
| 確保方策 | 特定教育・保育施設・ | 認定こども園・幼稚園*1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園・認可保育所 | | 36 | 24 | | 34 | 26 | | 35 | 27 | | 35 | 28 | | 36 | 28 |
| | 地域型保育事業 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | 13 | 2 | | 12 | 2 | | 12 | 2 | | 12 | 2 | | 12 | 2 | |
| 接続保育園 | 一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | | 49 | 26 | | 46 | 28 | | 47 | 29 | | 47 | 30 | | 48 | 30 | |
| 過不足 (B-A) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<西ノ島町区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|---|---|------------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | 2 | 55 | 34 | 2 | 47 | 38 | 2 | 48 | 38 | 2 | 43 | 38 | 2 | 45 | 38 | |
| 特定 保育施設・ 地域型 保育事業 確保方策 | 認定こども園・幼稚園 *1 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園・認可保 育所 | 2 | 55 | 34 | 2 | 47 | 38 | 2 | 48 | 38 | 2 | 43 | 38 | 2 | 45 | 38 |
| | 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 2 | 55 | 34 | 2 | 47 | 38 | 2 | 48 | 38 | 2 | 43 | 38 | 2 | 45 | 38 | |
| 過不足 (B-A) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

<知夫村区域>

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | |
|---|---|------------------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|---|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | |
| 量の見込み (A) | | | 16 | 17 | | 11 | 16 | | 17 | 10 | | 17 | 6 | | 16 | 6 | |
| 特定 保育施設・ 地域型 保育事業 確保方策 | 認定こども園・幼稚園 *1 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 認定こども園・認可保 育所 | | 16 | 17 | | 11 | 16 | | 17 | 10 | | 17 | 6 | | 16 | 6 |
| | 小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設 | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | | 16 | 17 | | 11 | 16 | | 17 | 10 | | 17 | 6 | | 16 | 6 | |
| 過不足 (B-A) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

< 隠岐の島町区域 >

[単位:人]

| 量の見込み・確保方策 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | |
|--|---|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 量の見込み (A) | | 14 | 297 | 222 | 13 | 290 | 223 | 14 | 290 | 230 | 14 | 305 | 230 | 14 | 306 | 230 |
| 特定 教育・ 施設 ・ 地域 型 保 育 事 業 ・ 確 保 方 策 | 認定こども園・幼稚園 *1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認定こども園・認可保 育所 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 |
| | 小規模保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 家庭的保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 居宅訪問型保育 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業所内保育施設 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園+預かり保育*3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 企業主導型保育施設*4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 認可外保育施設*5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 接 続 保 育 園 | 一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確保方策合計 (B) | | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 | 20 | 344 | 236 |
| 過不足 (B-A) | | 6 | 47 | 14 | 7 | 54 | 13 | 6 | 54 | 6 | 6 | 39 | 6 | 6 | 38 | 6 |

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 趣旨

地域子ども・子育て支援事業については、事業種類ごとに各年度における量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

(3) 区域毎の提供体制の確保内容・実施時期

事業種類ごとの提供体制の確保内容及び実施時期（県全域）は以下のとおりです。

【注】量の見込み、確保方策の内容は市町村子ども・子育て会議の審議状況により、今後、変更する場合があります。

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

[単位:箇所]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 確保の見込み(B) | 24 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 過不足(B-A) | ▲ 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業

[単位:人]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 9,904 | 9,743 | 9,579 | 9,413 | 9,254 |
| 確保の見込み(B) | 10,175 | 10,016 | 9,853 | 9,683 | 9,511 |
| 過不足(B-A) | 271 | 273 | 274 | 270 | 257 |

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[単位:人、箇所]

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(A) ^(注) | | 9,708 | 9,798 | 9,851 | 9,784 | 9,705 |
| 確保の見込み | 確保人数(B) | 10,037 | 10,212 | 10,366 | 10,468 | 10,547 |
| | クラブ数 | 242 | 245 | 247 | 249 | 251 |
| 過不足(B-A) | | 329 | 414 | 515 | 684 | 842 |

(注) 量の見込み(A)には、潜在的なニーズは含まれていない。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

[単位:人]

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | | 356 | 352 | 348 | 341 | 337 |
| 確保の見込み(B) | | 356 | 352 | 348 | 341 | 337 |
| 過不足(B-A) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

[単位:人]

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | | 4,850 | 4,790 | 4,748 | 4,715 | 4,668 |
| 確保の見込み(B) | | ※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定 | | | | |

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

[単位:人]

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | | 547 | 543 | 540 | 538 | 533 |
| 確保の見込み(B) | | ※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定 | | | | |

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

[単位:人日(上段)、箇所(下段)]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(A) | 234,993 | 227,316 | 221,258 | 215,592 | 210,907 |
| 確保の見込み(B) | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 |

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所(ファミリー・サポート・センター事業による預け先など)において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした事業(幼稚園型)

[単位:人日]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み(A) | 175,068 | 174,499 | 173,776 | 171,858 | 171,301 |
| 1号利用 | - | - | - | - | - |
| 2号利用 | - | - | - | - | - |
| 確保の見込み(B) | 200,406 | 200,297 | 199,862 | 199,613 | 199,517 |
| 過不足(B-A) | 25,338 | 25,798 | 26,086 | 27,755 | 28,216 |

(2) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:病児・緊急対応型及び就学後を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

[単位:人日]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 53,362 | 53,033 | 52,584 | 52,205 | 51,847 |
| 確保の見込み(B) | 52,796 | 52,509 | 52,117 | 51,759 | 51,401 |
| 一時預かり事業 | 46,575 | 46,261 | 45,893 | 45,562 | 45,219 |
| 子育て援助活動 | 6,171 | 6,198 | 6,174 | 6,147 | 6,132 |
| 子育て短期支援 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 過不足(B-A) | ▲ 566 | ▲ 524 | ▲ 467 | ▲ 446 | ▲ 446 |

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

[単位：人日]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(A) | 14,707 | 14,724 | 14,500 | 14,326 | 14,190 |
| 確保の見込み(B) | 15,879 | 15,900 | 16,208 | 16,048 | 15,910 |
| 病児保育事業 | 15,839 | 15,855 | 16,163 | 16,003 | 15,865 |
| 子育て援助活動 | 40 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 過不足(B-A) | 1,172 | 1,176 | 1,708 | 1,722 | 1,720 |

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う事を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[単位：人日]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A) | 6,867 | 6,846 | 6,832 | 6,805 | 6,789 |
| 確保の見込み(B) | 7,035 | 7,010 | 6,988 | 6,958 | 6,946 |
| 過不足(B-A) | 168 | 164 | 156 | 153 | 157 |

⑪妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

[単位：人、回]

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
|--------|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の | | | | | | |
| 見込み | 対象者 | 5,013 | 4,952 | 4,909 | 4,849 | 4,801 |
| | 健診回数 | 63,691 | 62,902 | 62,334 | 61,556 | 60,921 |
| 確保の見込み | ※市町村ごとに実施場所、実施体制等を設定 | | | | | |

4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、移行を希望する施設を支援していくこととします。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域等においても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域等においても、既存の幼稚園、保育所等、認定こども園へ移行を希望する全ての施設が移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えることとします。

既存の幼稚園、保育所等が認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

<計画に定める数> 【注】各認定区分（1号～3号）の量の見込み、確保方策の状況に応じて、今後、変更する場合があります。

| 区域名 | 1号 | 2号 | 3号 | 区域名 | 1号 | 2号 | 3号 |
|------|-------|-----|-----|-------|----|----|----|
| 松江市 | 1,700 | 400 | 300 | 川本町 | 30 | 0 | 0 |
| 浜田市 | 200 | 200 | 150 | 美郷町 | 30 | 0 | 0 |
| 出雲市 | 1,350 | 50 | 500 | 邑南町 | 30 | 0 | 0 |
| 益田市 | 150 | 200 | 100 | 津和野町 | 30 | 0 | 0 |
| 大田市 | 150 | 100 | 100 | 吉賀町 | 30 | 0 | 0 |
| 安来市 | 450 | 50 | 50 | 海士町 | 30 | 0 | 0 |
| 江津市 | 50 | 100 | 50 | 西ノ島町 | 30 | 0 | 0 |
| 雲南市 | 300 | 250 | 150 | 知夫村 | 30 | 0 | 0 |
| 奥出雲町 | 30 | 0 | 0 | 隠岐の島町 | 30 | 0 | 0 |
| 飯南町 | 30 | 0 | 0 | | | | |

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果及等を参考として、目標設置数とします。

< 区域別の目標設置数 >

[単位：箇所]

| 区域名 | 令和元年度末 施設数 | 目標設置数（移行希望数） | | | |
|-------|---------------|--------------|-------|-------|-------------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 以降 |
| 松江市 | 15 | | 7 | | 2 |
| 浜田市 | 4 | 1 | | 1 | 2 |
| 出雲市 | 3 | 1 | | 2 | 1 |
| 益田市 | 6 | | 1 | | 5 |
| 大田市 | 1 | 1 | 2 | | 3 |
| 安来市 | 14 | 1 | 2 | | |
| 江津市 | 4 | | | | |
| 雲南市 | 10 | | | | 4 |
| 奥出雲町 | 0 | | | | |
| 飯南町 | 0 | | | | |
| 川本町 | 0 | | | | |
| 美郷町 | 0 | | | | |
| 邑南町 | 0 | | | | |
| 津和野町 | 0 | | | | |
| 吉賀町 | 0 | | | | |
| 海士町 | 0 | | | | |
| 西ノ島町 | 0 | | | | |
| 知夫村 | 0 | | | | |
| 隠岐の島町 | 1 | | | | |
| 県合計 | 58 | 4 | 12 | 3 | 17 |

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

（４）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催するなど、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

また、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

6 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

(2) 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を確保することが必要です。

確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図っていきます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

①教育・保育、地域型保育を行う者の見込み数

(算定方法)

ア H29 社会福祉施設等調査の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士数を算出

イ H29 社会福祉施設等調査の保育士数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出

ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 保育教諭 | 233 | 229 | 222 | 218 | 216 |
| 幼稚園教諭 | 283 | 276 | 259 | 251 | 246 |
| 保育士 | 4,134 | 4,072 | 3,993 | 3,993 | 3,897 |

※幼稚園教諭については、国が示した「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例について（改訂版）」に基づき算出

②保育の現状

平成30年度に県が実施した「保育士就業支援に向けた実態調査」の結果では、平成25年度調査と比較し、保育士の充足率が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。また、年度中途の保育士確保はより困難な状況が見受けられます。特に、石見・隠岐地区における保育士不足は深刻な状況です。

さらに、保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件や賃金等の処遇の改善や労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・ 行政、保育士養成校、保育団体、ハローワーク、県社協等の関係機関で構成する「しまね保育士確保・定着推進会議」を開催し、引き続き課題の共有や取組の検討を行います。
- ・ 新卒者の県内への就業促進のために、修学資金・家賃等の貸付や県内外の養成校でのガイダンスや就職相談会実施に対する支援等を行います。また、県外保育士養成校に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- ・ 潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行うほか、保育所体験バスツアーの開催等を行います。
- ・ 離職防止のための労務環境改善の取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・ 必要人数の増加が見込まれる保育士及び保育教諭については、保育従事者や幼稚園教諭の保育士資格取得や、認定こども園に勤務する保育教諭の幼稚園教諭免許更新講習の支援等を行います。

<主な取組>

| | 事業名 | 事業内容 |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 保育士修学資金貸付事業 | 指定保育士養成施設に在学する保育士を目指す学生に対し、修学に必要な費用の貸付を行います。 |
| 2 | 保育補助者雇上費貸付 | 保育士の負担軽減のために保育補助者を雇用する際の雇上費について貸付を行います。 |
| 3 | 未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸付 | 未就学児を持つ保育士の方が保育所等に勤務する際に、その子どもの保育料の貸付を行います。 |
| 4 | 就職準備金貸付 | 保育所を離職した潜在保育士の方が再就職をする場合の就職準備金について貸付を行います。 |
| 5 | 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 | 未就学児を持つ保育士の方が、早朝勤務や遅番など勤務の都合により、ファミリー・サポート・センター等の子どもの預かり支援サービスを利用する際の利用料金について貸付を行います。 |

| | 事業名 | 事業内容 |
|----|-----------------------|--|
| 6 | 保育士確保のための県内進学・就職促進事業 | 石見、隠岐地域等の出身者に対し、保育士養成施設を卒業後、当該地域の保育施設で一定期間勤務することを条件に進学後に必要となる家賃等を貸与することにより、当該地域の保育施設への就職を促進します。 |
| 7 | 新卒保育士確保支援事業 | 保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取組を実施します。 ① 県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田） ② 県外ガイダンスの実施（主に中国地区） ③ 離島及び県西部等の保育所における人材確保の取組支援（隠岐及び県西部等の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成） |
| 8 | 保育士資格取得支援事業 | 幼保連携型認定こども園や保育所等における保育士等の確保のため、対象者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助等を行います。 (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 (4) 保育所等保育士資格取得支援事業 ① 保育所等保育士資格取得支援事業 ② 保育士試験による保育士資格取得支援事業 (5) 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許状更新講習受講支援事業 |
| 9 | 保育士・保育所支援センター設置・運営等事業 | 東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行います。 ※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援、しまね保育人材バンクの運営などの事業を実施 |
| 10 | しまね保育実習等旅費支援事業 | 県外の保育士を目指す学生の方が、県内の保育所で保育実習や就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。 |
| 11 | 保育士等の働き方改革セミナー | 保育士等の離職率防止・定着のため、設置法人理事長・施設長等向けの保育士等職員の働き方改革に関する研修を実施します。 |
| 12 | 保育士等の人材確保支援事業 | 保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、人材確保の支援を行います。 |

(3) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士等の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図る必要があります。

平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に取り組めます。

<幼稚園教諭・保育士等の資質向上のための主な取組>

| | 幼稚園教諭 【幼稚園】 | 保育教諭 【幼保連携型認定こども園】 | 保育士 【保育所等】 |
|---|---|---|--|
| 初任 | 新規採用幼稚園教諭研修 法令に基づく現職研修の一環（実践的指導力の向上） | 新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修 法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上） | 保育士等キャリアアップ研修【保育実践】 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 ※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能 |
| | 中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修の一環（専門性・指導力向上、中堅教員資質の向上） | 中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上） | 保育士等キャリアアップ研修【各分野】 ※テーマ研修を参照 |
| テーマ研修 | 幼児教育推進研修 | | |
| | 幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。 | | |
| | 幼小連携・接続研修 | | |
| | 幼小連携・接続の必要性についての理解を深め、幼小連携・接続を推進するリーダーとしての実践的指導力を高める。 | | |
| | 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 | | |
| | 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。 | | |
| | 就学前人権・同和教育講座 | | |
| 幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人一人を大切にしたい幼児教育・保育の実践力向上につなげる。 | | | |
| | 開発的教育相談・積極的生徒指導実践講座 | | |
| | 教育相談・生徒指導について理論と体験的研修を通じて学び、日々の教育活動における実践力を身に付ける。 | | |

| | 幼稚園教諭 【幼稚園】 | 保育教諭 【幼保連携型認定こども園】 | 保育士 【保育所等】 |
|---|---|-----------------------|---------------|
| テーマ研修（続き） | 乳児保育 | | |
| | 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 | | |
| | 幼児教育 | | |
| | 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 | | |
| | 障がい児保育 | | |
| | 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 | | |
| | 食育・アレルギー対応 | | |
| | 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 | | |
| | 保健衛生・安全対策 | | |
| | 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 | | |
| 保護者支援・子育て支援 | | | |
| 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 | | | |
| 保育士等キャリアアップ研修 | | | |
| 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 | | | |
| 島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会 | | | |
| 私立幼稚園の資質向上を図る。 | | | |

7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員の質の向上を支援していきます。
- 利用者支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。
- 質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施にあたって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組めます。

1 県民が一体となった推進

- 進行する少子化の流れを変えるとともに、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させていくためには、家庭をはじめ、就学前の子どもを受入れる認定こども園・幼稚園・保育所、学校、地域、企業、行政など社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。
- このため、NPO、その他の民間団体やグループ、県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに社会全体で子ども・子育て支援を進めます。
- また、子ども・子育て支援の推進において、大きな役割を担う事業主との連携を一層密接に行いながら、取組の推進を図ります。

2 全庁的な推進

- 知事部局、教育委員会、警察本部と一層の連携を図り、部局及び本庁・地方機関の枠を越えた情報の共有や施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援に関する施策の推進を図ります。

3 国・市町村との連携

- 国及び市町村と密接な情報交換を行い、連携及び協働を図るとともに、国・県・市町村の間で適切な役割分担を行いながら、少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援を総合的、計画的に推進していきます。

4 計画の点検・評価・見直し

- 計画策定後は、各事業の実施状況及び計画全体を点検・評価のうえ、島根県子ども・子育て支援推進会議等へ報告し、その意見等を改善に活かします。
- 社会情勢の変化や計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1 目的を達成するための主要事業

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策① 県民気運の醸成

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|---|------|------------|
| 1 全県的広報・啓発の充実 | 企業、市町村と県の行政が一体となり、子育て家庭に交付されるしまね子育て応援パスポート「Coccolò」（こっころ）を象徴的事業として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 しまね子育て応援パスポート事業（こっころ事業） | | |

施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|----------------------|
| 1 地域の創意工夫による子育て支援の充実 | 地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。 | 県市町村民間 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 しまねすくすく子育て支援事業 | | |
| 2 民間の子育て支援活動の促進 | 子育て支援活動の活性化のため、応援講師を派遣し、子育て支援に取り組む民間団体の活動を促進します。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 みんなで子育て応援隊事業 | | |
| 3 NPO・ボランティア活動の促進 | 子どもの健全育成等に取り組むNPO・ボランティア活動を推進し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の活性化を図ります。 | 県 | 環境生活総務課 |
| | 具体的な事業名 団体活動支援事業 | | |
| | 寄附者設定テーマ事業 | | |
| | NPO実務者研修 専門相談 | | |
| 4 世代間交流の促進 | 島根県老人クラブ等事業実施要綱に基づいて活動を行う市町村老人クラブ連合会に対し、その活動費を補助します。 高齢者世代や小中高大学生などの異年代、異校種の子ども同士の交流活動や保育所などで行う在宅の子育て家庭を対象にした交流活動等を促進します。 | 市町村民間 | 高齢者福祉課 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 市町村老人クラブ連合会助成事業 | | |
| | しまねすくすく子育て支援事業（子育て講座・地域交流活動事業） | | |

基本理念Ⅱ

しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策2

たくましい子どもの育ち

施策①

幼児期の教育・保育の充実

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|--|------|-------|
| 1 幼児教育総合推進事業 | <p>幼児期の教育・保育全体の質の向上のため、県、市町村、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が連携を図り、質の向上のための体制構築や研修等の開催を実施する。</p> <p>①幼児教育施設と保育者、市町村への直接指導・助言 ・専任の指導主事等による幼児教育施設等への指導・助言 ・専任の指導主事等の専門的知見習得のための研修参加</p> <p>②幼児教育施設と保育者・市町村への専門的研修 ・県主催研修会と市町村研修会等の支援 ・事例指定研修事業による指導・支援</p> <p>③ 保護者、幼児教育関係者（小学校教諭を含む）への幼児教育に係る理解促進 ・「島根県幼児教育振興プログラム（仮）」を策定し、それを活用した研修 ・保護者、幼児教育施設及び小学校の保育者、教職員向けに幼児教育の必要性について周知</p> <p>具体的な事業名</p> <p>幼小連携・接続研修 幼児教育推進研修 保育士現任研修（中堅コース） 保育所指導的職員研修 就学前人権教育講座</p> | 県 | 教育指導課 |

施策②

子どもの生きる力の育成

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|--|------|-------|
| 1 基礎学力の育成 | <p>○基礎学力の定着及び向上を図るための授業の改善 生きて働く知識・技術を身に付け、それらを活用して課題解決を図る思考力・判断力・表現力等を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする学びに向かう力・人間性等を高める授業の工夫・改善を推進します。</p> <p>○教員の指導力の向上のための指導・研修の充実 指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導を充実します。</p> <p>○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進 家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。</p> <p>○学校のマネジメント力の向上 保護者との信頼関係のもと、集中して授業に取り組める良好な教育環境を構築していくため、管理職に必要な実践的なマネジメント研修を充実していきます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>学力育成推進事業 未来の創り手育成事業（主体的・対話的で深い学びの実現のための授業改善プロジェクト事業）</p> | 県 | 教育指導課 |

| | | | | |
|---|----------------------------|---|---|-----------------|
| 2 | きめ細かな指導・支援体制の充実 (小・中学校) | 小・中学校全ての学年に国の学級編制の標準を超えて少人数学級編制を実施したり、学校現場の複雑化・困難化する課題に対して、課題解決対応のための教員加配を行ったりすることにより、学校の実情に応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。 | 県 | 学校 企画課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 少人数学級編制、課題解決対応のための教員加配（仮称） | | |
| 3 | ふるさと教育の推進 | ふるさとへの愛着や誇りを持ち、地域に貢献しようとする子どもを育成するため、学校、家庭及び地域が一体となった「ふるさと教育」を体系的に推進します。また、学校での学びを生かし、子どもたちが様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。 | 県 | 社会 教育課 |
| | | (具体的な事業名) | | |
| | | ふるさと教育推進事業 ふるさと人づくり推進事業（子どもふるさと活動支援事業） | | |
| 4 | 道徳教育の充実 | 研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳科の授業実践、校内研修の充実を図ります。 また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」により、島根県の教育資源を生かした道徳教育を推進します。 | 県 | 教育 指導課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| 5 | 青少年文化活動の推進 | 子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化活動の推進を図ります。 | 県 | 教育 指導課 |
| | | 具体的な事業名 文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供 | | |
| 6 | 健康教育の推進 | 子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるように、睡眠の重要性やメディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。また、教職員が専門的知見を取得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高め、新たな健康課題へも対応ができるよう、教員研修を行います。 また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織作りを推進し、学校保健活動の充実を図ります。 | 県 | 保健 体育課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 専門家、専門医による指導事業 健康教育(学校保健)研修、養護教諭研修 学校保健委員会活動の支援 | | |
| | | | | |
| 7 | 地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動の推進 | 体を動かす楽しさや心地よさを体験できるスポーツ・レクリエーション活動を通して、子どもたちの運動の習慣化を図ります。そのために、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実や指導者の派遣など、地域ぐるみで、環境づくりを推進していきます。 | 県 | スポー ツ振興 課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | レクリエーションによる幼児期の体力づくり事業 運動好きな子どもを育てるための地域連携事業 ユニバーサルデザインでつくるスポ・レク推進事業 広域スポーツセンター運営事業 | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|----|-----------------|--|----------|----------------------------------|
| 8 | 生徒指導体制の充実強化 | いじめ、暴力行為、不登校等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止や早期発見・早期対応の観点から、いじめの問題に対して関係する機関や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生徒等の社会的自立や学習支援のための教育支援センターへの運営支援、専門的知見をもった人材の活用など、関係機関と連携した取組を進めます。またアンケート調査を活用し親和的な学級集団をつくるなど、子どもの居場所づくりを推進します。 | 市町村 県 | 教育 指導課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 島根県いじめ問題対策連絡協議会 | | |
| | | 教育支援センター運営事業 | | |
| | | いじめ等対応アドバイザー事業 | | |
| | | アンケートQ Uを活用した児童生徒の「絆づくり」「居場所づくり」 絆づくりサミットの開催 | | |
| 9 | 未来を拓く県立学校づくりの推進 | 生徒一人ひとりの夢の実現や創造性・個性を尊重する教育を重視し、学校や地域の特色を生かした自主的・創造的な教育活動に取り組むことで、島根らしい特色と魅力ある学校づくりを推進します。 | 県 | 教育 指導課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 教育魅力化人づくり推進事業 | | |
| 10 | 教育相談体制の充実 | 心理の専門家であるスクールカウンセラーの学校への配置や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用、子どもと親の相談員の配置など、学校内の教育相談体制及び、いじめ等の相談窓口の開設による学校外の相談体制の充実を図ります。 | 市町村 県 | 教育 指導課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | スクールカウンセラー配置事業 | | |
| | | スクールソーシャルワーカー活用事業 | | |
| | | 子どもと親の相談員配置事業 | | |
| | | 教育相談員配置事業 心の相談事業 連絡調整員活用事業 | | |
| 11 | 学校安全確保の推進 | 学校安全の現状と課題等について理解し、児童生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、教職員の指導力やリーダーとしての資質向上のため、学校安全研修を実施します。 また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開催を推進します。 | 県 | 教育 指導課 生活 安全 企画課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 学校安全研修 | | |
| 12 | 学校関係者評価の推進 | 学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。 | 県 | 学校 企画課 |
| | | 具体的な事業名 | | |

施 策③ 家庭や地域の教育力の向上

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|---------------------------|---|------|--------------------|
| 1 乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着 | <p>学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>幼児教育総合推進事業（幼児期ふるまい定着事業）</p> | 県 | 教育指導課 |
| 2 家庭教育への支援の推進 | <p>地域において、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、情報提供や相談対応による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。</p> <p>具体的な事業名</p> | 県 | 社会教育課 |
| 3 地域の教育力向上への支援 | <p>幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を支援します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（学校支援・放課後支援・外部人材を活用した教育支援・地域未来塾）</p> | 県市町村 | 社会教育課 |
| 4 子ども読書活動の推進 | <p>図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等と連携・協力しながら、子どもへの読書の普及・啓発や家庭・地域における親子読書の普及・啓発、子どもの読書に関わるボランティアなどの人材育成に取り組みます。読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進します。読書活動を通じて、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けるために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用して児童生徒が調べ、考える学習を推進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>学校図書館活用教育研究事業</p> <p>県立高校図書館活用教育推進事業</p> <p>学校司書等配置事業</p> <p>しまね子ども読書フェスティバル</p> <p>読みメンプロジェクト</p> <p>幼児・児童読書普及事業</p> | 県 | 教育指導課 社会教育課 |
| 5 県の特色ある地域資源の活用促進 | <p>全国に誇る島根固有の歴史・文化について、特色ある地域資源を活用した活動を通じて、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また親子のふれあいの時間をもてるよう、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。地域資源（自然、農耕地、神社、史跡など）を保育所や放課後児童クラブに開放し、子どもと地域住民との交流活動等を促進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>心に残る文化財子ども塾</p> <p>しまねすくすく子育て支援事業（子育て講座・地域交流活動事業）</p> | 県市町村 | 文化財課 子ども・子育て支援課 |
| 6 体験活動の充実及び家庭への意識啓発 | <p>青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の充実を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> | 県市町村 | 社会教育課 |

施 策④

青少年の健全育成の推進

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-----------------------|---|------|-------------------------------------|
| 1 青少年を健やかに育む意識向上事業 | <p>青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、市町村民会議や民間団体等と連携して、青少年の主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>県民運動推進事業</p> <p>広報啓発事業</p> <p>児童福祉啓発事業</p> | 県 | 青少年家庭課 |
| 2 困難を有する子ども・若者支援事業 | <p>社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族に対して、自立に向けた必要な支援を受けることができるようにします。様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>圏域ネットワーク整備事業</p> <p>県地域協議会運営事業</p> <p>子ども・若者広域支援事業</p> <p>農業との連携による自立支援事業</p> | 県 | 青少年家庭課 |
| 3 社会参加・参画活動等の促進 | <p>住みよい地域づくりに貢献している県内少年団体を表彰し、少年団体活動の充実・発展につなげます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>優良少年団体表彰</p> | 県 | 社会教育課 |
| 4 社会参加活動等の促進 | <p>子どもたちが環境美化、生産体験などの活動や、柔道、剣道などのスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。</p> <p>具体的な事業名</p> | 県 | 少年女性対策課 |
| 5 青少年を取り巻く地域環境浄化事業 | <p>青少年および青少年を取り巻く大人に対して、青少年の健全育成に向け適正な社会環境づくりをすすめます。また、青少年の健全育成に向け適正な社会環境を整備するため、島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書類販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役員提供事業者などに対して立入調査を実施のうえ、助言指導など適切な措置を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> | 県 | 青少年家庭課 教育指導課 社会教育課 少年女性対策課 |
| 6 非行防止対策の推進 | <p>学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。また、非行に一度手を染めた少年を立ち直らせ、再び非行を起こさせないために、継続的な助言や、職業体験、学習支援等、非行少年の個別の事業に合わせた支援として、再非行防止事業を推進します。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>非行防止教室</p> <p>再非行防止事業</p> | 県 | 少年女性対策課 |

基本施策3

次代の親の育成

施策①

生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|---------------------------|---|------|------------|
| 1 | 学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施 | 学校教育において、男女が協力して家庭を営むことに対する若い世代の理解が進むよう、家庭を持つことの意義を学ぶ教育を実施します。 | 県市町村 | 教育指導課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| 2 | 子どもの未来デザイン講座の実施 | 次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家族の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 生の楽習講座 ライフプラン設計講座 | | |

施策②

若い世代の就業促進

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|-------------|--|------|--------------------|
| 1 | 就職指導の充実 | 社会人講話や企業見学により高校生の職業観や勤労観を育成するとともに、地元企業での就業体験により進路意識の高揚を図ります。また、学校と企業との情報交換の場を設けるなど連携を図りながら生徒一人ひとりに対応した就職支援を行います。 | 県 | 教育指導課 |
| | | 具体的な事業名 教育魅力化人づくり推進事業 | | |
| 2 | 学卒者の職業訓練の実施 | 専門の技能習得を目指す若年求職者が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。 | 県 | 雇用政策課 |
| | | 具体的な事業名 高等技術校における公共職業訓練（学卒者） | | |
| 3 | 県内就職の促進 | 若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。 | 県 | しまね暮らし推進課 雇用政策課 |
| | | ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。 | | |
| | | Uターン・Iターン者向け支援については、専門スタッフによる求人票の掘り起こし強化と積極的なマッチングを行います。また、東京など都市部での相談体制や情報発信の強化を行っていくほか、特に山陽・関西圏・首都圏からの移住促進を行う等、更なる県内就職者数の増加を目指します。 | | |
| | | 具体的な事業名 県内就職の促進 | | |

基本理念Ⅲ

すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策4

子育てに関する多様な支援の充実

施策①

切れ目ない相談・支援体制づくり

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-------------------------|--|------|---------------------|
| 1 切れ目ない相談・支援体制づくりの推進 | 「子育て世代包括支援センター」を全市町村に設置し、県内どこでも妊娠・出産・子育て全般に関する総合相談が受けられる体制づくりを推進します。また、子育て世代包括支援センターを中心に関係機関との連携したワンストップの支援体制の強化を図ります。 | 県市町村 | 健康推進課 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 子育て世代包括支援センター開設促進事業 | | |
| 2 しまね結婚・子育て市町村交付金事業 | 市町村が行う結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援など、出生数を増やすための独自の取組を支援します。 | 県市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 しまね結婚・子育て市町村交付金事業 | | |
| 3 子育て等に関する情報提供の充実 | 結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。また、SNS（Instagram、Facebook）による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実を図ります。 | 県 | 健康推進課 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 総合ポータルサイト等による情報発信 | | |

施策②

親子の交流や相談の場の充実

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|---------------------|---|------|------------|
| 1 地域の子育て支援機能の充実 | 子育てに関する不安感・負担感の増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います。 | 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 地域の子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業） | | |
| | しまねすくすく子育て支援事業（地域子育て支援センター事業） | | |
| 2 子どもと家庭電話相談室の設置 | 育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話相談室を設置します。また、県内の電話相談窓口一覧をカードにしたものを、学校や保育所などに在籍している児童を通じて各家庭に配布します。 | 県 | 青少年家庭課 |
| | 具体的な事業名 子どもと家庭電話相談事業 | | |

| | | | | |
|---|---------------------|---|----------|-----------------------------|
| 3 | 外国人子育て家庭や妊産婦への支援の推進 | 公益財団法人しまね国際センターに多言語による相談・情報提供窓口を設け、出産・子育て、子どもの教育などに関して、外国人子育て家庭や妊産婦の方への支援を行います。 また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう通訳の配置等の多言語対応への取組を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。 | 県 市町村 | 文化 国際課 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター事業 | | |
| | | 地域の子育て支援事業（利用者支援事業） | | |

施策③

教育・保育等の提供体制の確保・充実

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------------|------------------------|--|-----------|-----------------------|
| 1 | 地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保 | 市町村と連携し、計画に設定した区域の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方を推進するための取り組みについて積極的に支援します。 | 市町村 民間 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 保育所緊急整備事業 | | |
| | | 認定こども園整備事業 | | |
| 2 | 認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援 | 認定こども園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、学校法人が設立する私立幼稚園等に対し、教育の振興を図る特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経常的経費を補助します。 また、過疎地域等において保育所運営が存続できるよう、利用定員20人で入所児童数が定員に満たない小規模民間保育所に対して運営に要する経費を助成します。 | 県 市町村 | 総務課 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 私立学校振興費補助金交付事業 | | |
| | | 小規模民間保育所運営対策事業 | | |
| 3 | 教育・保育等に従事する者の確保 | 幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ体制の充実を図ります。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 保育士・保育所支援センター運営等事業 | | |
| | | 新卒保育士確保支援事業 | | |
| | | 保育士バンク設置・運営事業 | | |
| | | 保育士修学資金貸付制度 | | |
| | | しまね保育実習等旅費支援事業 | | |
| 保育士資格取得支援事業 | | | | |
| 保育士確保のための県内進学・就職促進事業 | | | | |

| | | | | |
|--------------------|---------------------------------|--|-----|--------------------|
| 4 | 教育・保育等に 従事する者の質の 向上 | 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。 また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。 | 県 | 子ども・ 子育て支 援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 保育士等キャリアアップ研修 | | |
| | | 新規採用保育教諭・保育士研修 | | |
| | | 幼児教育推進研修 | | |
| | | 幼小連携・接続研修 | | |
| 保育教育・幼稚園教諭・保育士合同研修 | | | | |
| 5 | 多様なニーズに 対応した子育て支 援サービスの充実 | 子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。 | 市町村 | 子ども・ 子育て支 援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 地域の子育て支援事業 しまねすくすく子育て支援事業（地域子育て支援センター事業） | | |
| 6 | 教育・保育の情報 の公表 | 施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行います。 | 県 | 子ども・ 子育て支 援課 |
| | | 具体的な事業名 保育所等の情報公開 | | |

施 策④

総合的な放課後児童対策の推進

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-----------------------|---|-----------|--------------------|
| 1 放課後児童健全育 成の推進 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。さらに、利用時間の延長や人材確保への支援のほか、課題解決のためにスーパーバイザーが各放課後児童クラブを巡回し、放課後児童クラブの充実を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中山間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。 | 市町村 民間 | 子ども・ 子育て支 援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 地域の子育て支援事業（放課後児童健全育成事業） | | |
| | しまねすくすく子育て支援事業（放課後児童の預かり事業） | | |
| | しまね放課後児童クラブ拡充支援交付金事業 | | |
| | 放課後児童クラブ巡回等支援事業 放課後児童クラブ人材確保支援事業 | | |

| | | | | |
|---|---------------------------|---|-----------|------------|
| 2 | 放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上 | 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施します。 また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等における活動の質の向上を図ります。 | 市町村 民間 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 放課後児童支援員認定資格研修 放課後児童支援員等キャリアアップ研修 | | |
| 3 | 放課後児童健全育成の受入支援 | 放課後児童クラブにおいてより多くの児童を受け入れるため、新たに必要となる放課後児童支援員の配置や、小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎など、児童の受入を支援します。 | 市町村 民間 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | しまね放課後児童クラブ拡充支援交付金事業 | | |
| 4 | 地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり | 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（放課後支援）の推進により、放課後や週末等に子どもたちが体験活動・異世代交流ができる環境づくりを支援します。 | 市町村 | 社会教育課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業（放課後支援） | | |

施策⑤

経済的負担への対応

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|---|---------------|------------|
| 1 児童手当の給付 | 次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。 | 国 県 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 児童手当交付金 | | |
| 2 保育料の軽減 | 保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、3歳未満児の保育料を軽減するために必要な経費の一部を補助します。 | 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 第1子・第2子保育料軽減事業 第3子以降保育料軽減事業 | | |
| 3 子どもの医療費負担の軽減 | 現行の乳幼児等に対する医療費助成制度により、医療費負担の軽減し、医療を受けやすくするとともに、子育てのに係る負担の軽減を図ります。 併せて、令和3年度からは、県の助成対象年齢を小学6年生まで引き上げることとし、子育てに関する経済的負担の軽減を一層図ります。 | 市町村 | 健康推進課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 乳幼児等医療費の助成 | | |
| 4 特定不妊治療費の助成 | 国の制度のに基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円（治療によっては7万5千円）を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。 | 県 | 健康推進課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 特定不妊治療費助成事業 | | |

| | | | | |
|---|------------------------------|--|--------|-------|
| 5 | 生活福祉資金の貸付 | 低所得者に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。 | 民間 | 地域福祉課 |
| | | （具体的な事業名） 自立支援事業 | | |
| 6 | 奨学のための給付金の給付 | 低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。 | 県 | 学校企画課 |
| | | 具体的な事業名 高等学校等就学支援事業 | | |
| 7 | 島根県高等学校等奨学金の貸付 | 保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校等奨学金の貸し付けを行います。 | 島根県育英会 | 学校企画課 |
| | | 具体的な事業名 島根県高等学校等奨学事業 | | |
| 8 | 生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資 | 県内の事業所に勤務し、または県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。 | 民間 | 雇用政策課 |
| | | 具体的な事業名 | | |

基本施策5

子どもを守り育てる仕組みづくり

施策①

人権が尊重される社会の実現

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-----------------|---|----------|--|
| 1 人権教育・啓発の推進 | 学校教育では、子どもたち一人ひとりの今の学びを保障し、将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成を目指し、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。また、社会教育では、人権についての理解と認識を深め、人権が尊重される地域ぐるみの人権教育、啓発の推進を図ります。 学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権啓発を推進します。 幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。 | 県 市町村 | 人権同和教育課 人権同和対策課 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 人権教育行政推進事業 | | |
| | 進路保障推進事業 | | |
| | 人権教育推進事業 | | |
| | 人権啓発ポスター募集 | | |
| | 「しまね人権フェスティバル」開催 | | |
| | 人権に関する図書・DVD・パネル等貸出 人権問題解消に向けた啓発の推進 | | |

| | | | | |
|---|---------|---|---|---------------------------------|
| 2 | 職員研修の充実 | 教職員の人権感覚をさらに高め、児童生徒などすべての人の人権が大切にされる教育現場を実現するために、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を意識した人権教育が実施されるよう、学校や児童生徒の実態に応じた訪問指導の充実を図ります。 | 県 | 人権同和教育課 人権同対策課 子ども・子育て支援課 |
| | | 深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、課題への理解と認識を深めるために、県・市町村の行政職員に対する人権研修を実施する。また地域、企業等で実施される人権研修に啓発指導講師を派遣します。 | | |
| | | 関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。 | | |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 人権教育研究事業 人権教育行政推進事業 県・市町村行政職員関係者研修 啓発指導講師派遣 | | |

施策② 子どもと家庭の相談体制の強化

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|---------------------|---|-------|------------|
| 1 乳児家庭に対する支援の充実 | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。 | 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 地域の子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業） | | |
| 2 市町村児童相談体制の強化支援 | 各市町村の要保護児童対策地域協議会（事務局）への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。 また、養育支援の必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。 | 県・市町村 | 青少年家庭課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 市町村相談体制支援事業 主任児童委員活動等 | | |
| 3 児童相談所の専門性の向上 | 子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質の向上に取り組めます。 子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。 | 県 | 青少年家庭課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 児童福祉法改正に係る法整備事業 子どもと家庭特定支援事業 | | |

| | | | | |
|---|--------------------------------|---|-----|---------|
| 4 | 障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実 | 障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整（障害児支援利用計画）、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めていきます。 | 市町村 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 相談支援事業 | | |
| 5 | 心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実 | 心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。 | 県 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 子どもの心の診療ネットワーク事業 | | |
| 6 | 障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実 | 障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児（者）施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実を図ります。 | 県 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 障がい児等療育支援事業 | | |
| 7 | 特別支援学校センター的機能の充実 | 特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児・児童生徒とその保護者及び幼保小中高等学校等からの相談に応じ、地域における相談支援の充実を図ります。 | 県 | 特別支援教育課 |
| | | 具体的な事業名 特別支援学校センター的機能充実事業 | | |
| 8 | ひとり親家庭等への相談支援体制の充実 | ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がれるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。 | 市町村 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 母子・父子自立支援員による総合的な相談 | | |
| | | 島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業 | | |
| | | 母子・父子自立支援員等に対する研修会の実施 | | |
| | | インターネットメディア等の各種広報手段の活用による情報提供の充実 | | |

施策③

児童虐待防止対策の充実強化

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-----------------|--|------|------------|
| 1 養育支援訪問支援事業 | 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費を助成します。 | 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 地域の子育て支援事業（養育支援訪問事業） | | |

| | | | | |
|---|------------------------|---|----------|------------|
| 2 | 母子生活支援施設・児童相談所との連携 | 相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいたった取り組みを行います。 | 県 市町村 | 青少年 家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 母子・父子自立支援員による総合的な相談 | | |
| | | 関係機関との連携及び利用 母子生活支援施設の活用 | | |
| 3 | 児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化 | 児童虐待対応において優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所、学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。 また、法律や医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。 | 県 | 青少年 家庭課 |
| | | (具体的な事業名) | | |
| | | 児童虐待対応機能強化事業 | | |
| 4 | 子どもを虐待から守る意識の啓発 | 県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取組の必要性を広く周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせて街頭キャンペーン等を実施します。 また、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。 | 県 | 青少年 家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 児童虐待防止対策事業 | | |
| | | 虐待防止地域連携強化事業 | | |

施策④

社会的養育の推進・強化

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|---|------|------------|
| 1 里親委託等の推進 | ファミリーホーム（養育者の住居で行う里親型のグループホーム）を設置するなど、里親等委託率の向上を目指します。 そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともに、里親やファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等による支援を行います。 新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、里親の支援を行うため、里親会等に里親支援事業を委託し、協働して里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。 | 県 | 青少年 家庭課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 里親委託児童支援事業 | | |

| | | | | |
|---|------------------------|---|------|--------|
| 2 | 小規模グループケア等の設置・運営への支援 | 国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた、「島根県社会的養育推進計画」の中で、今後の社会的養育が必要な児童数を推計し、①家庭における養育、②家庭における養育環境と同様の養育環境（里親・ファミリーホーム、養子縁組）、③できる限り良好な家庭的養育環境（施設）を柱とした子どもたちの支援を構築していきます。 児童養護施設等に求められる多機能化・高機能化、小規模化・地域分散化された施設運営を実現するため、国等の補助制度を活用しながら施設のケア単位の小規模化、地域分散化を計画的に実施していきます。 設置する社会福祉法人等に対しては、措置費支弁や施設整備費補助のほか、専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家庭支援及び地域支援の充実、及び子どもの権利養護の推進など、家庭的養護環境整備のための支援を行います。 | 県 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 施設入所児童支援事業 | | |
| 3 | 母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲） | 相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいたった取り組みを行います。 | 県市町村 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 母子・父子自立支援員による総合的な相談 関係機関との連携及び利用 | | |
| | | 母子生活支援施設の活用 | | |

基本施策 6

特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策①

障がい児への支援の推進

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|---------------------|---|------|--------|
| 1 | 障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進 | 県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）づくりを進めていきます。 | 県 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 「あいサポート運動」事業 | | |
| 2 | 障がい児在宅サービスの充実 | 障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所（ショートステイ）、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 | 県市町村 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 障害児通所支援事業 障害福祉サービス事業 地域生活支援事業 | | |
| | | | | |
| 3 | 障がい児への経済的支援 | 在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。 | 県市町村 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 特別児童扶養手当支給事業 障害児福祉手当支給事業 | | |

| | | | | |
|----|----------------------|---|----------|------------|
| 4 | 発達障がい児支援体制の整備 | 地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 | 県 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 発達障がい者支援体制整備事業 発達障がい初診前アセスメント強化事業 | | |
| 5 | 高次脳機能障がい児支援体制の整備 | 障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。 | 県 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 高次脳機能障がい者支援事業 | | |
| 6 | 極めて重度の障がい児への支援 | 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 | 県 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 重症心身障がい児（者）在宅サービス基盤整備事業 重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業 | | |
| 7 | 特別支援学校における放課後健全育成の推進 | 放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養育を行います。 | 県 市町村 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 ハッピーアフタースクール事業 | | |
| 8 | 放課後児童クラブの障がい児受入れ推進 | 放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。 | 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 地域の子育て支援事業（放課後児童健全育成事業） しまねすくすく子育て支援事業（放課後児童の預かり事業） | | |
| 9 | 特別支援教育体制の総合的な推進 | 保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。 | 県 | 特別支援教育課 |
| | | 具体的な事業名 特別支援教育体制整備推進事業 | | |
| 10 | 特別支援学校の進路開拓 | 特別支援学校高等部の就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。 | 県 | 特別支援教育課 |
| | | 具体的な事業名 特別支援学校職業教育・就業支援事業 | | |
| 11 | 障がい児等保育対策 | 障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。 | 市町村 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 しまねすくすく子育て支援事業（障がい児等保育対策事業） | | |

施策②

ひとり親家庭等の自立支援の推進

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------------------|---------------|---|------|--------|
| 1 | 子育て・生活支援の充実 | 子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。 | 県市町村 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 子育て短期支援事業 母子家庭等日常生活支援事業 | | |
| 2 | 就業支援 | 各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。 | 県市町村 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援 | | |
| | | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 | | |
| | | 就業支援講習会 | | |
| | | 母子・父子自立支援員による就業相談 | | |
| 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 | | | | |
| 高等職業訓練促進資金貸付金事業 | | | | |
| 3 | 就業機会の拡充 | 雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。 | 県市町村 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ 公共施設における雇用の促進 | | |
| 4 | 子どもの生活・学習支援 | 子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図ります。 | 県市町村 | 青少年家庭課 |
| | | (具体的な事業名) ひとり親家庭学習支援事業 | | |
| 5 | 養育費確保・面会交流の支援 | 子どもの自尊感情や心の安定をはぐくむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。 | 県市町村 | 青少年家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進 | | |
| | | 法律相談事業の実施 母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談） | | |

| | | | | |
|---|------------------------|--|----------|------------|
| 6 | 経済的支援の充実 | ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図ります。 また、母子父子寡婦福祉資金の貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。 | 県 市町村 | 青少年 家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 母子父子寡婦福祉資金の貸付 | | |
| | | 福祉医療費助成の実施 | | |
| | | 各種減免制度・奨学金制度の実施 | | |
| | | 児童扶養手当の給付 保育所保護者負担金の減免 生活福祉資金の貸付 | | |
| 7 | ひとり親家庭等への相談支援体制の充実（再掲） | ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。 | 県 市町村 | 青少年 家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 母子・父子自立支援員による総合的な相談 | | |
| | | 島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業 | | |
| | | 母子・父子自立支援員等に対する研修会の実施 インターネットメディア等の各種広報手段の活用による情報提供の充実 | | |
| 8 | 母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲） | 相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいたった取り組みを行います。 | 県 市町村 | 青少年 家庭課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 母子・父子自立支援員による総合的な相談 | | |
| | | 関係機関との連携及び利用 | | |
| | | 母子生活支援施設の活用 | | |

基本理念Ⅳ 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策7 結婚支援の充実

施策① 結婚に対する気運の醸成

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|--------------------------|--|------|-----------------------------|
| 1 子育て等に関する情報提供の充実（再掲） | 結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。 また、SNS（Instagram、Facebook）による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実に図ります。 | 県 | 健康 推進課 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 総合ポータルサイト等による情報発信 | | |

| | | | | |
|---|-------------------------|---|---|------------|
| 2 | 子どもの未来デザイン講座の実施 (再掲) | 次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 生の楽習講座 ライフプラン設計講座 | | |

施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-------------------------|--|------------------|------------|
| 1 市町村における結婚支援への取組の強化 | 結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指します。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 市町村結婚支援員・結婚支援相談員の配置 市町村相談窓口の設置（はびこ、しまこ） 市町村による婚活イベント・セミナー等の開催支援 | | |
| | | | |
| 2 相談・マッチング機能の充実 | しまね縁結びサポートセンターにおいて、縁結びボランティア「はびこ」の拡充やコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大、他の民間事業者が実施する結婚支援事業の活用・連携を進めることなどにより、相談・マッチング機能を充実します。 | 県 縁結びサポートセンター | 子ども・子育て支援課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 縁結びボランティア「はびこ」の結婚相談活動支援 しまねコンピュータマッチングシステム「しまこ」の利用拡大 婚活イベント・セミナーなどの開催、県外在住者への働きかけ しまね縁結びサポート企業の拡大・支援 | | |
| | | | |
| | | | |

基本施策8 子どもと親の健康の確保

施策① 妊娠・出産等への支援

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------------|--|------|-------|
| 1 妊娠・出産等の正しい知識の普及 | 若い男女が早い時期から妊娠・出産について知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋がります。 | 県 | 健康推進課 |
| | 具体的な事業名 男性不妊検査費助成事業 | | |

| | | | | |
|---|----------------|--|---|-------|
| 2 | 不妊専門相談事業の実施 | 不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。 | 県 | 健康推進課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 不妊対策事業 思春期等相談事業 | | |
| 3 | 特定不妊治療費の助成（再掲） | 国の制度の基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円（治療によっては7万5千円）を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。 | 県 | 健康推進課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 特定不妊治療費助成事業 | | |

施策② 母子保健等の充実

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|------------------------|---|------|-------|
| 1 | 周産期医療の充実 | 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるために、周産期において必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制の確保を図ります。 | 県 | 健康推進課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 周産期医療協議会の実施 周産期医療ネットワーク構築事業 | | |
| 2 | 産前・産後のサポート体制の充実 | 妊娠期や産後の家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアの充実を図ります。 | 市町村 | 健康推進課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | しまね産前・産後安心サポート事業 | | |
| 3 | 慢性疾病児・医療的ケア必要児等への支援の充実 | 長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児や医療的ケア必要児及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、在宅支援に関する検討会や協議会を開催し、地域における支援提供体制の整備を行います。 | 県 | 健康推進課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 長期療養児生活支援事業 | | |

施策③ 小児医療の充実

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|-------------|---|------|-------|
| 1 | 小児医療提供体制の充実 | 小児科医の確保を進めるとともに、小児科医や内科医等を対象とした小児救急医療に関する研修等を実施することにより、小児医療提供体制の充実と質の向上を図ります。 | 県 | 医療政策課 |
| | | 具体的な事業名 | | |
| | | 医学生向け奨学金等貸与事業 小児救急地域医師研修事業 | | |

| | | | | |
|---|--------------|--|---|-------|
| 2 | 子ども医療電話相談の実施 | 小児医療に関する電話相談サービスを提供し、休日夜間等における小児初期救急患者の中核病院等への過度な集中を緩和するとともに、子どもの健康面で育児に不安を抱える保護者をサポートします。 | 県 | 医療政策課 |
| | | 具体的な事業名 子ども医療電話相談（＃8000）事業 | | |
| 3 | 小児慢性特定疾病への支援 | 児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。 | 県 | 健康推進課 |
| | | 具体的な事業名 小児慢性特定疾病医療費助成事業 | | |
| | | 長期療養児生活支援事業 | | |

施策④

食育の推進

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|------------------------------|---|------|-------|
| 1 食育に関する情報提供 | 島根県食育推進計画第三次計画（H29～）に基づき、子どもや子育て世代が望ましい食生活を実践できるように、特に課題である朝食の欠食率や野菜摂取量の増加、塩分摂取量の減少につなげるための、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。 | 県 | 健康推進課 |
| | 具体的な事業名 しまね食育情報発信事業 新聞広告等による啓発 | | |
| | | | |
| 2 食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進 | 島根県食育推進計画第三次計画（H29～）に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、島根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を図ります。 | 県 | 健康推進課 |
| | 具体的な事業名 食育推進体制構築事業 食育サポーター等育成事業 食育推進専門研修 | | |
| | | | |
| | | | |
| 3 食育に関する体験活動の促進 | 島根県食育推進計画第三次計画（H29～）に基づき、身近なところで食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験ができるよう、関係団体等と連携しながら体験活動や情報提供を実施します。 | 県 | 健康推進課 |
| | （具体的な事業名） まちの食育ステーション事業 食文化継承事業 | | |
| | | | |
| 4 学校における食育の推進 | バランスの良い朝食など健全な食生活は、生涯にわたる健康維持の基盤となります。望ましい食習慣のために、子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図り、「食に関する指導の充実」「学校給食の充実」「食育を通じた健康状態の改善等の推進」等、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。 | 県 | 保健体育課 |
| | 具体的な事業名 食育推進に向けた学校訪問や栄養教諭研修 「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施 「食の学習ノート」を活用した授業の支援 | | |
| | | | |
| | | | |

基本施策9

仕事と生活の調和

施策①

仕事と子育ての両立支援

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|---------------------------------------|--|------|---------------------|
| 1 仕事と子育ての両立支援 | 労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。 子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。 | 県 | 子ども・子育て支援課 雇用政策課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | しまね子育て応援企業認定制度 | | |
| | 企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進 | | |
| | 中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 子育てしやすい職場づくり促進事業 | | |
| 2 離転職者等の就労支援の実施 | 結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職場体験などによる再就職支援を行います。 | 県 | 雇用政策課 |
| | 具体的な事業名 女性就労ワンストップ支援体制整備事業 | | |
| 3 生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲） | 県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利事な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。 | 民間 | 雇用政策課 |
| | 具体的な事業名 | | |

施策②

子育てしながら働きやすい環境づくり

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|-------------------|--|------|---------------------------------|
| 1 男女共同参画の理解の促進 | 固定的性別役割分担意識の解消のため、地域で活動する男女共同参画サポーターの計画的な育成、地域の課題に即した研修や若者を対象とした研修を引き続き実施します。 男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。 | 県 | 環境生活総務課 子ども・子育て支援課 高齢者福祉課 |
| | 具体的な事業名 | | |
| | 地域における男女共同参画推進啓発事業 | | |
| | イクメン推進事業 | | |
| | 男性のための介護ミニ講座 | | |

| | | | | |
|---|-------------------------|---|---|---------|
| 2 | 子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり | 職場において、従業員が子育て等をしながら働き続けるため、経営者のネットワークづくりや、セミナーの開催などにより、経営者・管理職の意識改革及び行動改革を促進するとともに、職場環境の整備に積極的に取り組む事業者の支援をします。 | 県 | 環境生活総務課 |
| | | 具体的な事業名 しまね女性の活躍推進事業 | | |
| 3 | 雇用環境改善の普及啓発 | 労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、働きやすい職場づくりに取り組む事業者の支援をします。 | 県 | 雇用政策課 |
| | | 具体的な事業名 しまねいきいき職場づくり推進事業 | | |

基本施策10 安心して子育てできるまちづくり

施策① 快適な生活環境の確保

| 目的を達成するための主要事業 | | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|----------------|------------------------|--|------|------------|
| 1 | ひとにやさしいまちづくりの推進 | 誰もが安心して出かけられるまちを目指すことを宣言した「ひとにやさしいまちづくり条例」（平成12年4月施行）に基づき、思いやり駐車場制度などの普及・啓発を行い、安心して利用できるまちづくりの推進に取り組みます。 | 市町村 | 障がい福祉課 |
| | | 具体的な事業名 ひとにやさしいまちづくり推進事業 | | |
| 2 | 乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備 | 外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を整備します。 | 県 | 子ども・子育て支援課 |
| | | 具体的な事業名 しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）登録事業 | | |
| 3 | 安全で快適な住宅の供給 | 安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住費負担の軽減を図るため、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住推進住宅の建設支援を実施します。 また、子育て世帯が安心して暮らせる住まいを確保するため、子育てに資する住宅改修・増築を支援します。 | 県市町村 | 建築住宅課 |
| | | 具体的な事業名 県営住宅建設事業 | | |
| | | 具体的な事業名 しまね定住推進住宅整備支援事業 | | |
| | | 具体的な事業名 しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 | | |
| 4 | 都市公園の整備 | 都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。 | 県市町村 | 都市計画課 |
| | | 具体的な事業名 長寿命化推進事業 | | |

施 策②

安全・安心なまちづくり

| 目的を達成するための主要事業 | 事業概要 | 実施主体 | 担当課 |
|--|--|------|--------------------|
| 1 公共空間における防犯環境の整備・改善 | <p>登下校防犯プランを踏まえ、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できるよう、教育委員会、学校、地域住民、自治会等と連携し、見守り活動やパトロールの実施、防犯カメラの設置など、防犯環境の整備改善を推進します。</p> <p>また、しまねの未来を担うたくましい子どもの成長を支えるこれらの活動を通じて、地域住民の「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>街頭防犯カメラ整備事業</p> | 県 | 生活安全企画課 |
| 2 地域住民が行う自主防犯活動の推進 | <p>子どもを犯罪等の被害から守るため、登下校防犯プランを踏まえ、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。</p> <p>また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」の活性化を図るなど、現役世代に対する防犯ボランティアへの積極的な参加を促進します。</p> <p>加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車の鍵掛け意識高揚を図り、施錠率を向上し、被害時の無施錠率を低減することにより、県民全体の鍵掛け意識を高めます。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>安全情報発信活性化事業</p> <p>防犯ボランティア活動活性化事業</p> <p>広報啓発活動活性化事業</p> | 県 | 生活安全企画課 環境生活総務課 |
| 3 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進 | <p>子どもの交通安全を確保するため、標識・標示などの交通安全施設の設置及び維持管理を推進し、安全安心な交通環境の整備を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>標識・標示等交通安全施設の整備</p> <p>信号灯器のLED化</p> <p>最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施</p> | 県 | 交通規制課 |
| 4 安全な歩行・走行のための道路整備 | <p>県が管理する道路において、子ども、親子づれ等が安全・安心して通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の整備、既設歩道や交差点部における防護柵設置等の交通安全対策を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> <p>交通安全対策の推進</p> <p>道路網の整備と維持管理</p> | 県 | 道路維持課 道路建設課 |
| 5 交通安全教育の推進 | <p>子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施します。</p> <p>特に、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用、道路横断時における左右の安全確認や飛び出しの禁止、自転車安全利用五則（「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」）の周知徹底による安全な自転車利用促進等について指導・啓発活動を行います。</p> <p>具体的な事業名</p> | 県 | 交通企画課 交通対策課 |

2 島根県子ども・子育て支援推進会議条例 (平成 25 年島根県条例第 25 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、島根県子ども・子育て支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 6 条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 7 条 推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

附 則 (平成 26 年条例第 47 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第1条中「第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関」とあるのは、「第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定に基づき、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関」とする。

3 島根県子ども・子育て支援推進会議 委員名簿 (五十音順)

| 氏名 | 所属 | 役職名 | 分野 |
|---------|-------------------------|---------------------|------------|
| 青木 規子 | 島根県国公立幼稚園・こども園長会 | 会長 | 幼稚園関係者 |
| 石倉 恵 | 一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会 | 事務局長 | ひとり親家庭支援団体 |
| 景山 誠 | 連合島根 | 事務局長 | 労働者代表 |
| 小山 優子 | 公立大学法人 島根県立大学 | 准教授 | 学識経験者 |
| 坂本 和子 | NPO法人 しまね子どもセンター | 理事長 | 子育て支援団体 |
| 佐藤 浩之 | 松江市小学校教頭会 | 副会長 | 学校教育関係者 |
| 立原 慎司 | 松江市保育所(園)保護者会連合会 | 副会長 | 保護者等 |
| 玉串 和代 | 一般社団法人 しまね縁結びサポートセンター | 理事長 | 結婚支援団体 |
| 坪内 朋子 | 島根県私立幼稚園連合会 | 副理事長 | 幼稚園関係者 |
| 永瀬 克己 | 奥出雲町教育委員会 結婚・子育て応援課 | 課長 | 行政関係者(町村) |
| ◎ 肥後 功一 | 国立大学法人 島根大学 | 副学長 | 学識経験者 |
| 古川 享子 | 島根県認可保育園(所)理事長会 | 出雲市認可保育園(所)理事長会 副会長 | 保育所関係者 |
| 松尾 純一 | 松江市健康子育て部子育て政策課安心子育て推進室 | 室長 | 行政関係者(市) |
| 三島 みどり | 一般社団法人 島根県助産師会 | 会長 | 助産師会 |
| 山口 記由 | 島根県保育協議会 | 会長 | 保育所関係者 |
| 山代 正隆 | 島根県中小企業団体中央会 | 山代電気工業株式会社 代表取締役社長 | 企業関係者 |
| 吉田 邦宏 | 島根労働局 | 職業安定部長 | 労働機関関係者 |

◎ 会長

しまねっ子 すくすくプラン

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL:0852-22-5793 FAX:0852-22-6124
E-mail:kodomo@pref.shimane.lg.jp